

第II編 条例、規則、要綱等

1 苅田町防災会議条例

(昭和 39 年 3 月 31 日条例第 23 号)

改正 平成 12 年 3 月 24 日条例第 4 号 平成 23 年 9 月 13 日条例第 12 号

平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、苅田町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 苅田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 福岡県の知事の部内の職員
- (3) 福岡県警察の警察官
- (4) 町長の部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (9) その他町長が特に必要と認める者

6 委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 13 日条例第 12 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号)
この条例は、公布の日から施行する。

苅田町防災会議委員名簿

任期：令和４年２月１６日～令和６年２月１５日

	団 体 名	委 員		条例第３条第５項
		役 職	氏 名	
1	苅田町長	町 長	トオダ コウイチ 遠 田 孝 一	(会 長)
2	海上保安庁門司海上保安部苅田海上保安署	署 長	ワタナベ テツヤ 渡 邊 哲 也	第 1 号 委 員
3	九州地方整備局苅田港湾事務所	所 長	サトウ セイジ 佐 藤 誠 治	
4	九州地方整備局北九州国道事務所	行橋維持出張所長	イシバシ タダシ 石 橋 正	
5	福岡県行橋農林事務所	副所長	ハシモト イチロウ 橋 本 一 郎	第 2 号 委 員
6	福岡県京築県土整備事務所	地域整備企画監	ナカムラ ヒロキ 中 村 弘 樹	
7	福岡県苅田港務所	所 長	ナガタ ヒトミ 永 田 仁 美	
8	福岡県京築保健福祉環境事務所	副所長	カノウ コウゾウ 加 藤 幸 三	
9	福岡県総務部防災危機管理局	消防防災指導課長	サカタニ ヨウスケ 酒 谷 陽 右	第 3 号 委 員
10	福岡県行橋警察署	警備課長	フジイ ハジメ 藤 井 一	
11	苅田町	副町長	キノ カズユキ 城 野 和 幸	第 4 号 委 員
12	苅田町消防本部	消防長	カキモト ヒサシ 柿 本 久	
13	苅田町教育委員会	教育長	イノウエ ミツコ 井 上 三 津 子	第 5 号 委 員
14	苅田町消防団	団 長	ヤマダ ムネハル 山 田 宗 春	第 6 号 委 員
15	九州電力送配電（株）行橋配電事業所	所 長	ニシ マサミ 西 昌 美	第 7 号 委 員
16	西日本電信電話（株）九州支店	設備部 災害対策室室長	ミネ ショウジ 峰 庄 次	
17	西日本高速道路（株）九州支社 北九州高速道路事務所	所 長	モトヤマ カズユキ 本 山 和 幸	
18	西日本工業大学	准教授	マツシタ ヒロシ 松 下 紘 資	第 8 号 委 員
19	苅田町区長会連合会	会 長	ウメダ トシアキ 梅 田 俊 明	
20	苅田町民生委員・児童委員協議会	委 員	デグチ マサトシ 出 口 正 敏	
21	行橋人権擁護委員協議会	委 員	イマバヤシ ユリ 今 林 ユ リ	
22	苅田商工会議所	専務理事	サイトウ アツシ 斉 藤 淳	
23	苅田町自主防災組織連絡会	会 長	フクモト シンハチロウ 福 本 晋 八 郎	
24	苅田町社会福祉協議会	会 長	ハヤシ コウジ 林 浩 二	第 9 号 委 員
25	陸上自衛隊第４０普通科連隊	第 1 中隊長	シラヤナギ トモキ 白 柳 智 輝	

2 苅田町災害対策本部条例

(昭和 39 年 3 月 31 日条例第 22 号)
改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、苅田町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 苅田町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 62 年 7 月 6 日条例第 17 号)

改正 平成 3 年 10 月 15 日条例第 19 号、令和元年 6 月 28 日条例第 8 号
令和 2 年 3 月 27 日条例第 5 号、令和 3 年 6 月 29 日条例第 14 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)
- 第 5 章 補則(第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、苅田町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認めるものに支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては、125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

[第 7 条] [第 8 条]

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率及び保証人)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条に規定する違約金を含むものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、法第 14 条第 1 項、第 16 条及び附則第 2 条第 1 項並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 災害救助法を適用されない災害による罹災者の見舞金及び弔慰金措置条例(昭和 32 年荊田町条例第 33 号)は、廃止する。

附 則 (平成 3 年 10 月 15 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (令和元年 6 月 28 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の荊田町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条第 2 項、第 14 条第 3 項及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 29 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 苅田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 62 年 7 月 6 日規則第 10 号)
改正 昭和 62 年 7 月 20 日規則第 11 号、平成 7 年 1 月 5 日規則第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日規則第 2 号、令和元年 6 月 28 日規則第 12 号
令和 2 年 3 月 27 日規則第 6 号、令和 3 年 6 月 29 日規則第 14 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 17 条)
- 第 5 章 補則(第 18 条)
- 附則

第 1 章 総則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、苅田町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年苅田町条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[苅田町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年苅田町条例第 17 号。以下「条例」という。)]

第 2 章 災害弔慰金の支給 (支給の手續)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

[条例第 3 条]

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給 (支給の手續)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

[条例第 9 条]

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、町外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

(1) 医師の療養見込み期間及び療養費概算額を記載した診断書(世帯主の負傷を理由として借入申込書を提出する場合に限る。)

(2) 前年の所得を証する書類(被害を受けた日の属する年の前年(1 月から 5 月までの間に当該被害を受けた場合にあっては前々年)において、他の市町村に居住していた借入申込者に限る。)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 借入申込者は、被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めたときは、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは災害援護資金貸付金決定通知書(様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。)を、資金の貸付けを行わないことを決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 前 3 条の規定により、貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに災害援護資金借用書(様式第 5 号。以下「借用書」という。)に借受人の印鑑登録証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 連帯保証人(条例第 14 条第 1 項に規定する保証人をいう。以下同じ。)を立てる場合は、連帯保証人の連署した借用書に借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(貸付金の納入等)

第 11 条 借受者は、町長が発行する納入通知書(様式第 5 号の 2)によって貸付金を償還しなければならない。

2 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を、支払の猶予を認めないことを決定したときは支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を、違約金の支払免除を認めないことを決定したときは違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)に次の各号のいずれかの書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けたため、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令(令和元年内閣府令第 22 号)第 1 条に規定する基準に該当することを証する書類

2 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、償還の免除を認めないことを決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(補則)

第 18 条 条例第 12 条第 1 項に定める「令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害」は、別表に掲げるところによる。

[条例第 12 条第 1 項] [第 3 条] [別表]

2 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 62 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 62 年 7 月 20 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 1 月 5 日規則第 1 号)

この規則は、平成 7 年 1 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規則第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(荏田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役として在職するものとされた者は、第 10 条の規定による改正後の荏田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に規定する会計管理者とみなす。

附 則(令和元年 6 月 28 日規則第 12 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 6 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 29 日規則第 14 号)
この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 18 条関係)

死亡	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療の要する見込みの者とし、「軽傷者」とは 1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 全焼 (全流出)	○住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。 ○戸数並びに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (半壊・半焼も同様)
住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

診断書

様式第 2 号(第 6 条関係)

災害援護資金借入申込書

様式第 3 号(第 8 条関係)

災害援護資金貸付決定通知書

様式第 4 号(第 8 条関係)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

様式第 5 号(第 9 条関係)

災害援護資金借用書

様式第 5 号の 2(第 11 条関係)

納入通知書

様式第 6 号(第 12 条関係)

繰上償還申出書

様式第 7 号(第 13 条関係)

償還金支払猶予申請書

様式第 8 号(第 13 条関係)
支払猶予承認通知書
様式第 9 号(第 13 条関係)
支払猶予不承認通知書

様式第 10 号(第 14 条関係)
違約金支払免除申請書

様式第 11 号(第 14 条関係)
違約金支払免除承認通知書

様式第 12 号(第 14 条関係)
違約金支払免除不承認通知書

様式第 13 号(第 15 条関係)
災害援護資金償還免除申請書

様式第 14 号(第 15 条関係)
災害援護資金償還免除承認通知書

様式第 15 号(第 15 条関係)
災害援護資金償還免除不承認通知書

様式第 16 号(第 17 条関係)
氏名等変更届

(参考)第 2 条の調査事項
災害弔慰金支給調査表

(参考)第 4 条の調査事項
災害障害見舞金支給調査票

5 被災者生活再建支援法

平成十年五月二十二日法律第六十六号
第百四十二回通常国会
第二次橋本内閣

改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号
平成十六年三月三十一日法律第十三号
平成十八年六月二日法律第五十号
〔平成二十年十二月一日から施行〕
平成十九年十一月十六日法律第百十四号
平成二十三年八月三十日法律第百号
令和二年十二月四日法律第六十九号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条―第五条)
- 第三章 被災者生活再建支援法人(第六条―第十七条)
- 第四章 国の補助等(第十八条―第二十条)
- 第五章 雑則(第二十条の二―第二十二条)
- 第六章 罰則(第二十三条―第二十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
 - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円

三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

(支給事務の委託)

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

(政令への委任)

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

(指定等)

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ

め、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一六年三月三十一日法律第一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月一六日法律第一一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用す

る。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附 則 （平成二十三年六月二四日法律第七四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置）

2 略

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（検討）

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （令和二年一二月四日法律第六九号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

第III編 協定等

目次

1	苅田町における大規模な災害時の応援に関する協定	1
2	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	3
3	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	8
4	苅田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	17
5	災害時における応援に関する協定	20
6	災害時の医療救護活動に関する協定	23
7	災害時における物資の供給協力に関する協定	26
8	災害時における「ごみ処理」応急対策業務に関する協定	34
9	災害時における「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」応急対策業務に関する協定 ..	36
10	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	39
11	地域防災・減災活動における応援協力に関する協定	41
12	災害発生時における苅田町と苅田町関係郵便局の協力に関する協定	43
13	特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書	49
14	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	52
15	災害時における応急対策業務に関する協定	58
16	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	62
17	福岡県消防相互応援協定	70
18	防災パートナーシップに関する協定書	86
19	大規模災害時における交通安全確保に関する支援協定	88
20	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人白寿会）	90
21	電気自動車を活用した災害連携協定（日産グループ5社）	91
22	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	95

表Ⅲ.1.1 各団体と締結している相互応援協定

	協定の名称	協定の相手先	協定の締結日
1	苅田町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成23年8月26日
2	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内市町村	平成17年4月26日
3	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	2府20県21市	平成29年6月5日
4	苅田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	社会福祉法人苅田町社会福祉協議会	平成26年3月28日
5	災害時における応援に関する協定	行橋市・泉大津市・阪九フェリー(株)	平成19年7月6日
6	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人京都医師会	平成29年2月16日
7	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)サンリブ	平成19年6月1日
		ホームプラザナフコ苅田店	平成25年2月1日
		(株)コスモス薬品苅田店、与原店	平成28年12月9日
		セブン-イレブン福岡苅田富久店	平成30年10月24日
8	災害時における「ごみ処理」応急対策業務に関する協定	苅田町清掃事業協同組合	平成19年6月14日
9	災害時における「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」応急対策業務に関する協定	苅田町し尿収集運搬許可業者	平成27年8月5日
10	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	南国殖産(株)	平成29年4月1日
11	地域防災・減災活動における応援協力に関する協定	協和産業(株)	平成29年5月15日
12	災害発生時における苅田町と苅田町関係郵便局の協力に関する協定	苅田郵便局	平成27年10月1日
13	特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書	西日本電信電話(株)	平成29年5月9日
14	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成30年1月29日
15	災害時における応急対策業務に関する協定	苅田町内建設業者(24社)(苅田誠勝会)(苅田建設協力会)	団体ごとに締結
16	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	佐川急便(株)及び三井住友信託銀行(株)	平成30年5月29日
		ベッセルホテル苅田北九州空港	平成27年6月19日
		TOTOプラテクノ(株)苅田工場	平成28年8月31日
17	福岡県消防相互応援協定	県内消防本部(局)	平成18年10月10日
18	防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送(株)	令和元年9月12日
19	大規模災害時における交通安全確保に関する支援協定	(有)ヤマウ興産	令和元年5月20日
20	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人白寿会	令和3年2月16日
21	電気自動車を活用した災害連携協定	日産グループ5社	令和3年10月7日
22	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	(株)ホテルシステム二十一	令和4年9月1日

(令和4年現在)

1 苅田町における大規模な災害時の応援に関する協定

苅田町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と苅田町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項に実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 苅田町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と苅田町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を苅田町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、苅田町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局苅田港湾事務所長または、北九州国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長から指示を受けた苅田町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続きが出来ない場合の応援）

第5条 苅田町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として苅田町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と苅田町総務部くらし安全課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

- 2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、苅田町においては総務部くらし安全課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月26日から適用する。

平成23年8月26日

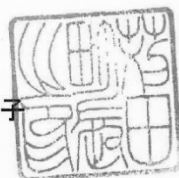
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅



福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1
苅 田 町 長

吉 廣 啓 子



2 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1. 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

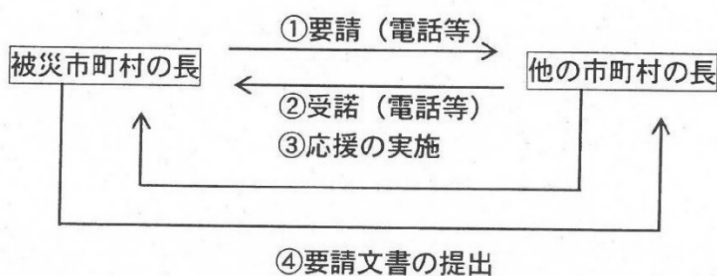
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

（1）個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領4ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例1・単独一要請（要領7ページ）

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

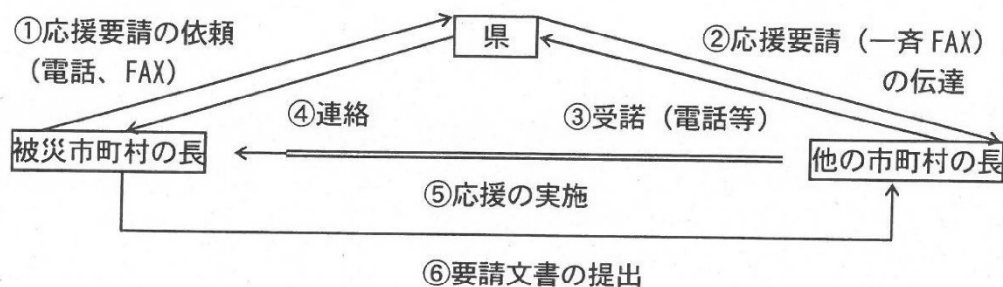
応援連絡表の記入例

記入例2・単独一受諾（要領8ページ）

- ③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 6 ページ）を提出する。
要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

（２）複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項）の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式 1、要領 4 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

—— 応援連絡表の記入例

記入例 3 ・ 広域一要請 1 （要領 9 ページ）

- ② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

—— 応援連絡表の記入例

記入例 4 ・ 広域一要請 2 （要領 10 ページ）

- ③ 受諾の連絡
市町村
↓
県
- 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

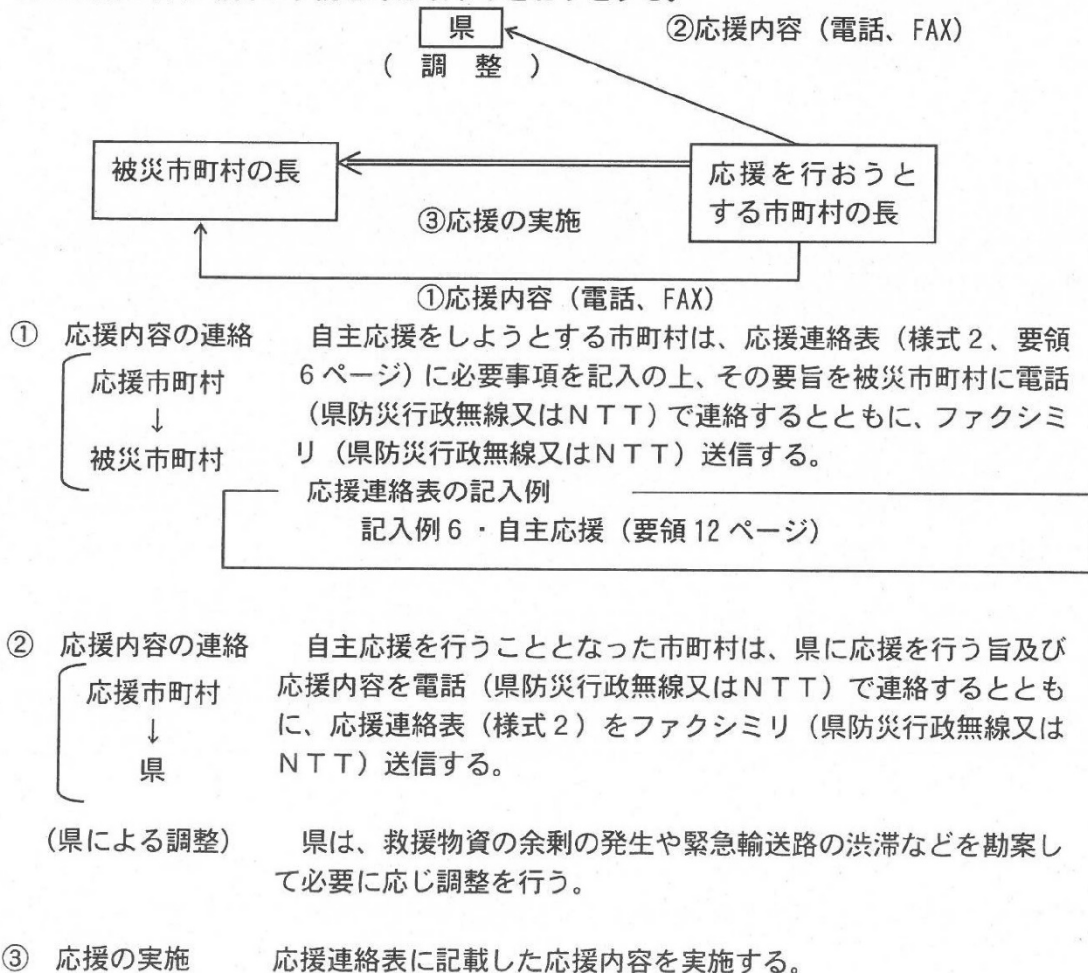
—— 応援連絡表の記入例

記入例 5 ・ 広域一受諾 （要領 11 ページ）

- ④ 受諾の連絡 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はＮＴＴ）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。
- 県
↓
要請市町村
- ⑤ 応援の実施 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。
- ⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式３、要領６ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

５．自主応援（協定第５条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



3 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

市町村広域災害ネットワーク 災害時相互応援に関する協定

平成29年6月5日

市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、市町村広域災害ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構成する各団体（以下「ネットワーク構成団体」という。）が、ネットワーク構成団体の地域において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他のネットワーク構成団体に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた団体は、速やかに他のネットワーク構成団体と協議を行い、応援をとりまとめる団体（以下「応援とりまとめ団体」という。）を決定し、その旨を被災団体及び他のネットワーク構成団体に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(応援の実施)

第4条 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡をとり、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体（以下、「応援団体」という。）の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

- 2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、ネットワーク構成団体の活動を調整及び支援することができる。
- 3 応援とりまとめ団体は、被災状況など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

- 2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

- (1) ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された団体で構成する。
 - (2) ネットワーク運営協議会の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、選任された団体が欠けた場合における補欠団体の任期は、前任団体の残任期間とする。
 - (3) ネットワーク運営協議会には幹事市及び副幹事市を置くものとし、第1号の団体から互選により選出するものとする。
 - (4) ネットワーク運営協議会事務局は、幹事市担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 ネットワーク運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
- (1) ネットワークに参加又はネットワークから離脱を希望する団体への同意
 - (2) 広域防災訓練の企画及び管理
 - (3) ネットワーク運営に係る連絡及び調整
 - (4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
 - (5) その他、ネットワークの運営に関し必要な事項の決定

(ネットワークへの参加及び離脱)

第8条 ネットワークへの参加及び離脱は、別紙様式の市町村広域災害ネットワーク参加・離脱申請書をネットワーク運営協議会へ提出し、当該申請書をネットワーク運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第3号の幹事市は、ネットワーク構成団体に異動があった場合は、速やかに他のネットワーク構成団体に通知する。

(他の協定との関係)

第 9 条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第 10 条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 ネットワーク構成団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第 11 条 ネットワーク構成団体は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成 21 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 22 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 29 年 6 月 5 日から施行する。

別 紙

文 書 番 号
年 月 日

協定（参加・離脱）申請書

市町村広域災害ネットワーク
運 営 協 議 会 宛

市町村名

首 長 名

印

「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に（参加・離脱）
したく申請いたします。

住 所 〒

担当部署

担当者名

電話番号

FAX 番号

平成29年6月5日
山梨県甲府市長

樋口

雄一



岡山県玉野市長

黒田

晋



大阪府泉大津市長

南出

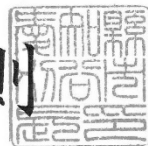
賢一



愛知県刈谷市長

竹中

良則



宮崎県日向市長

十屋

幸平



鹿児島県阿久根市長

西平

良将



島根県益田市市長

山本

浩章



奈良県大和郡山市市長

上田

清



兵庫県高砂市長

登

幸人



福岡県行橋市長

田中

純



福岡県京都郡苅田町長

吉廣

啓子



京都府八幡市長

堀口

文昭



岐阜県可児市長

冨田 成輝



愛媛県四国中央市長

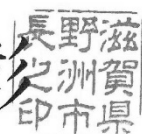
篠原



滋賀県野洲市長

山仲

善章



三重県亀山市長

櫻井

義之



茨城県那珂市長

海野



山口県柳井市長

井原健太郎



静岡県磐田市長

渡部

修



和歌山県橋本市長

平木

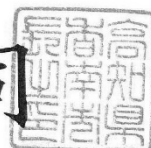
哲朗



高知県香南市長

清藤

真司



佐賀県神埼市長

松本

茂幸



4 苅田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定

苅田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書



(趣旨)

第1条 苅田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人苅田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、「苅田町地域防災計画」に基づく災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営に関し、次の通り協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施する。

(センターの設置)

第3条 甲は、苅田町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合に、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要と認めたときは、乙に対し、センターの設置を要請する。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、速やかにセンターを設置する。ただし、被災等により甲の機能が失われ、要請が困難な場合は、乙の判断によりセンターを設置することができるものとする。

(設置場所)

第4条 センター本部の設置場所は、原則、パンジープラザ内または三原文化会館内とし、甲乙協議の上、いずれかに決定する。ただし、当該施設の被災または何らかの事由によって設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保する。

2 乙は、著しく被害を受けた地域にセンターの現地事務所を設置する必要があると認めたときは、甲に設置場所の確保を要請し、甲は、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。

(センターの業務)

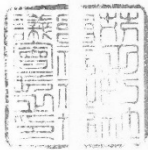
第5条 乙は、センターを設置した場合は、直ちにボランティア活動を支援するため、甲と連携・協力して次に掲げる業務を実施する。

- (1) 町災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること。
- (2) ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること。
- (3) ボランティアの募集、受付、登録、派遣に関すること。
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること。
- (5) ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること。
- (6) ボランティア保険の加入手続きに関すること。
- (7) 関係機関及び団体等との連絡調整、派遣要請に関すること。
- (8) その他、センター運営にあたり必要と認められる業務。

(センターの運営)

第6条 センターの運営は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携・協力体制を整える。



- 3 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努める。ただし、乙において人員確保ができないと判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請する。
- 4 甲は、前項に規定する要請を受けた場合に、必要な人員を派遣する。

（被災状況等の情報提供）

第7条 甲は、乙が甲に対し被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行う。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保する。

（救援物資の保管管理）

第9条 救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

（費用負担）

第10条 センター運営に関して次に掲げる費用は、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによる。

- （1）センター設営費用
- （2）資機材等購入に要する費用
- （3）需要費等の諸費用
- （4）ボランティア活動保険加入費用

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は同項の費用について公的機関等（甲を除く。）から、助成金等を受けることができる場合は、これを充当する。
- 3 前項に定めるもののほか、センター運営に関し特に必要な費用が発生したときは、その都度、甲乙で協議する。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、甲乙協議の上、決定する。

（平常時の協力）

第12条 甲と乙は、円滑なセンター運営が行えるよう、平常時より連携し、協力体制の確立を図る。

- 2 甲と乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努める。
- 3 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行う。

（ボランティア向け宿泊場所等の確保）

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者の宿泊場所や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成26年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除もしくは変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町

苅田町長

吉廣啓子

乙 福岡県京都郡苅田町幸町6番地91

社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会

会 長

野口晴晴

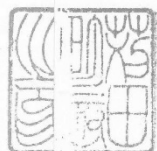
5 災害時における応援に関する協定



災害時における応援に関する協定書

福岡県行橋市（以下「甲」という。）、福岡県京都郡苅田町（以下「乙」という。）、大阪府泉大津市（以下「丙」という。）及び阪九フェリー株式会社（以下「丁」という。）は、災害時における応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）



第1条 この協定は、甲、乙又は丙の地域に災害が発生し、独力では十分な救援活動が実施できないと判断される場合、丁所有の船舶による物資輸送の協力を得て、被災した自治体の要請により他の自治体が応援を行う場合、または非被災自治体の自主判断により応援を行う場合、その応援活動が円滑に行われるために必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の収集の協力
- （2）生活必需物資の収集等のため要請団体が応援団体に職員を派遣した場合、当該職員の現地活動に対する支援協力
- （3）前2号に定めるもののほか特に要請のあった事項



（応援要請の窓口）

第3条 甲、乙及び丙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- （3）要請団体職員の事務遂行のために必要な臨時的措置
- （4）その他応援を必要とする事項等



(応援経費の負担等)

第5条 応援に要した費用は、要請団体の負担とする。

2 前項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(船舶の協力要請)

第7条 甲、乙及び丙は、災害が発生し、本協定に基づく応援が必要と判断した時は、できる限り速やかに、丁に対し船舶による物資等の輸送の協力を要請するものとする。

2 丁は、前項の要請があった場合は、迅速に協力を行うものとする。

(船舶の業務内容)

第8条 本協定により、要請団体が丁に対し協力を要請する業務は、第2条に定める種類に関する輸送業務とする。

(船舶による業務報告)

第9条 丁は前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに要請団体に状況報告を行うものとする。

(船舶による業務費用の負担)

第10条 第8条の規定により丁が実施した業務に要した費用は、第5条の規定を準用する。

2 第1条による自治体の自主判断により応援を行った場合の輸送費用については、その自治体が負うものとする。

3 丁は、前2項による輸送に関する費用については、別途協議を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙並びに丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成19年7月6日から実施し、甲、乙、丙並びに丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年7月6日

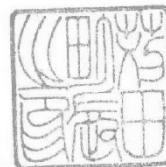
甲 福岡県行橋市長

八木康一



乙 福岡県京都郡苅田町長

吉廣啓子



丙 大阪府泉大津市長

神谷昇



丁 阪九フェリー株式会社
代表取締役社長

米田真一郎



6 災害時の医療救護活動に関する協定

災害時の医療救護活動に関する協定書

荏田町（以下「甲」という。）と一般社団法人京都医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、荏田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、災害その他避けることのできない事由により、甲と連絡が取れない場合又は派遣の要請を待ついとまがない場合は、自主的に被災地の情報収集を行うものとする。この場合において、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めるときは、自主的に派遣することができる。

2 乙は、前項の規定による派遣を行ったときは、甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による派遣があった場合において、当該事由がなかったならば前条第1項による派遣を要請していたと認めるときは、乙による自主的な派遣時に遡って、前条第1項に基づく派遣があったものとして取り扱うものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、甲が行うものとする。

(救護所の設置)

第5条 甲は、災害の状況により、必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は乙と共に医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置するものとする。

(使用医薬品等)

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、甲が備えるものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、甲が行うものとする。

(救護所における給食等)

第7条 救護所における給食及び給水は、甲が行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき（第2条の2により甲の要請があったものと取り扱う場合を含む。）、乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）については、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲及び乙が協議して定める額
- (2) 医療救護班が調達した医薬品等の使用に係る当該医薬品等の費用 実費
- (3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷した場合における当該施設又は設備の原状回復に要する費用 実費

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決にあたって適切な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動を終えたときは、速やかに次に掲げる書類により、医療救護活動従事者の氏名、人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第2号)
- (2) 医療救護チーム診療記録(様式第3号)
- (3) 医薬品、衛生資材等使用報告書(様式第4号)
- (4) 事故報告書(様式第5号)
- (5) 物件損傷等報告書(様式第6号)

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費(以下「費用等」という。)を請求するときは、実費弁償等請求書(様式第7号)により行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前項に規定する費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成29年3月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示されないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各1通を保有するものとする。

平成29年2月16日

甲 京都府京田町富久町一丁目19番地1

京田町

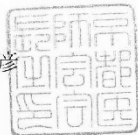
町長 吉 廣 啓 子



乙 行橋市東大橋二丁目9番2号

一般社団法人 京都医師会

会長 大 原 紀 彦



7 災害時における物資の供給協力に関する協定

■(株)サンリブ

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる食糧、食料品、被服、寝具その他生活必需品等の救護物資(以下「物資」という。)の供給協力に関し、荏田町(以下「甲」という。)と株式会社サンリブ(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。



(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等により荏田町内等で大規模な災害が発生した場合に、荏田町地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、荏田町内等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書(第1号様式)により乙の荏田店の店長に対し品目、数量、引渡し又は納入日時、引渡し又は納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の供給できる範囲内で、乙の荏田店において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、乙からの物資の引渡し又は納入されたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書(第2号様式)により乙に通知するものとする。



(費用負担)

第3条 甲は、乙の引渡し又は納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

(請求及び支払)

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、甲から通知された物資確認通知書及び納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のう

え、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成19年6月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

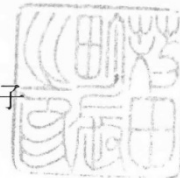
(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年6月1日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1
苅田町
町長 吉 廣 啓 子



乙 北九州市小倉北区金田1丁目3番33号
株式会社サンリブ
代表取締役社長 岩 切 陽 親



■ホームプラザナフコ荻田店

災害時における物資の供給協力に関する協定書

荻田町(以下「甲」という。)とホームプラザナフコ荻田店(以下「乙」という。)は、災害時に必要となる食糧、食料品、被服、寝具その他生活必需品等の救護物資(以下「物資」という。)の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等により荻田町内等で大規模な災害が発生した場合に、甲が実施する被災者の物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、荻田町内等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書(第1号様式)により乙に対し品目、数量、引渡し又は納入日時、引渡し又は納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の供給できる範囲内で優先的に、甲に引き渡すものとする。

4 甲は、乙からの物資の引渡し又は納入されたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書(第2号様式)により乙に通知するものとする。

(費用負担)

第3条 甲は、乙の引渡し又は納入した物資の費用を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(請求及び支払)

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要

とする場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了をしない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 2 月 1 日

甲 福岡県京都郡荍田町富久町1丁目19番地1

荍田町

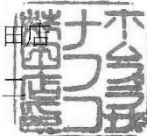
町長 吉 廣 啓 子



乙 福岡県京都郡荍田町幸町6番地7

ホームプラザナフコ荍田店

店長 小 山 裕 二



■株式会社コスモス薬品荏田店、与原点

災害時における物資の供給協力に関する協定書



災害時に必要となる食料品、飲料水、医薬品、その他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、荏田町（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により荏田町内等で大規模な災害が発生した場合に、荏田町地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、荏田町内等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書（第1号様式）により乙に対し品目、数量、引渡し日時、引渡し場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の供給できる範囲内で、乙の荏田町内の店舗において甲に引き渡すものとする。

4 甲は、乙からの物資の引渡しがあったときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（第2号様式）により乙に通知するものとする。



（費用負担）

第3条 甲は、乙の引渡しした物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、前条の価格による物資の代金について、甲から通知された物資確認通知書及び納品書を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

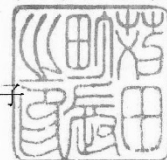
第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 12 月 9 日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19 番地 1

苅田町長 吉 廣 啓 子



乙 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

第一福岡ビル S 館 4 階

株式会社コスモス薬品

代表取締役社長 宇野 正晃



■セブン-イレブン福岡苅田富久店

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品等の救護物資(以下「物資」という。)の供給協力に関し、苅田町(以下「甲」という。)とセブン-イレブン福岡苅田富久店(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等により苅田町内等で大規模な災害が発生した場合に、苅田町地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、苅田町内等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書(第1号様式)により乙に対し品目、数量、引渡し又は納入日時、引渡し又は納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の供給できる範囲内で、乙において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、乙からの物資の引渡し又は納入されたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書(第2号様式)により乙に通知するものとする。

(費用負担)

第3条 甲は、乙の引渡し又は納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

(請求及び支払)

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、甲から通知された物資確認通知書及び納品書を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 30 年 10 月 24 日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町

町長

遠田 孝一

乙 福岡県京都郡苅田町富久町2丁目23番地4

セブン-イレブン福岡苅田富久店

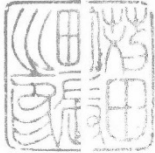
オーナー

松島 正英

8 災害時における「ごみ処理」応急対策業務に関する協定

災害時における「ごみ処理」応急対策業務に関する協定書

災害時における「ごみ処理」の応急対策業務に関し、荏田町（以下「甲」という。）と荏田町清掃事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により荏田町内で大規模な災害が発生した場合に、荏田町地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者及び地域の環境保全、住民の衛生の確保が図られるよう「ごみ処理」応急対策業務（以下「業務」という）に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、荏田町内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、乙に対し業務を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し業務を依頼する場合は、災害応急対策業務依頼書（第1号様式）により、乙に対し業務の必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日、災害応急対策業務依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力に対し特別の理由がない限り、協力をするものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条第2項の規定に基づき業務を行った場合は災害応急対策業務実施報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。



（費用負担）

第4条 甲は、乙が業務に要した費用を負担するものとする。この場合の費用は、不法投棄処理費用等を参考にして、甲、乙協議の上、別途随意契約を締結し、支払いを行うものとする。

（請求及び支払い）

第5条 乙は、業務を完了したときは、前条の業務の要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用請求があったときはその内容を確認のうえ、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし代金の支払

いに予算上の措置をする場合はこの限りではない。

(協定の有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成19年6月14日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときはさらに1年間延長されたものとし、以降もこの例による。

(協議)

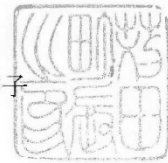
第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年6月14日

甲 福岡県京都郡荊田町

町長 吉廣 啓子



乙 福岡県京都郡荊田町神田町1丁目25番地5
荊田町清掃事業協同組合

理事長 目黒 久志



9 災害時における「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」応急対策業務に関する協定



災害時における「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」 応急対策業務に関する協定書

災害時における「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」の応急対策業務に関し、
荻田町（以下「甲」という。）と荻田町し尿収集運搬許可業者（以下「乙」という。）
との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により荻田町内で大規模な災害が発生した
場合に、荻田町地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者及び地域の環境
保全、住民の衛生の確保が図られるよう「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」応
急対策業務（以下「業務」という）に対する乙の協力について必要な事項を定
める。

（協力）

第2条 甲は、荻田町内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合におい
て、乙に対し業務を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し業務を依頼する場合は、災害応急対策業務依頼書（第1号
様式）により、乙に対し業務の必要な事項を明らかにして行うものとする。た
だし、緊急の場合は口頭で行い、後日、災害応急対策業務依頼書をもって処理
するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力に対し特別の理由がない限り、
協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条第2項の規定に基づき業務を行った場合は災害応急対策業
務実施報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が業務に要した費用を負担するものとする。この場合の費用
は、「荻田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」に定めるし尿処理手数料に
基づき算定する。ただし、夜間、休日、通常の処理場でない場所への運搬等、
通常の作業に比べ著しく異なる条件での業務となる場合は甲、乙協議して定め
るものとする。

(請求及び支払い)

第5条 乙は、業務を完了したときは、前条の業務に要した費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用請求があったときはその内容を確認のうえ、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし代金の支払いに予算上の措置をする場合はこの限りではない。

(損害の負担)

第6条 第2条に規定する依頼業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 第2条に規定する依頼業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、役員、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月5日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときはさらに1年間延長されたものとし、以降もこの例による。

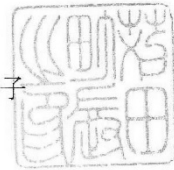
(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 8月 5日

甲 福岡県京都郡荻田町富久町1丁目19-1
荻田町長 古廣 啓子



乙 福岡県京都郡荻田町与原1060
有限会社 荻田環境整備センター
代表取締役 沖永 達夫



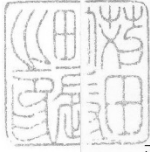
乙 福岡県京都郡荻田町与原2123-1
有限会社 沖永衛生社
代表取締役 沖永 達夫



乙 福岡県京都郡荻田町富久町2丁目5-4
有限会社 荻田衛生社
代表取締役 小田本 清治



10 災害時における石油類燃料の供給に関する協定



災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

刈田町（以下「甲」という。）と南国殖産株式会社福岡支店（以下「乙」という。）は、町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（供給及び運搬）

第3条 石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

2 甲は、乙等が石油類燃料の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（引渡し）

第4条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。



(対価及び費用の支払い)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1
苅田町長

吉 廣 啓 子



乙 福岡県福岡市博多区浦田1丁目22番地2
南国殖産株式会社 福岡支店

支店長 後 藤 忠 志



1 1 地域防災・減災活動における応援協力に関する協定



「地域防災・減災活動における応援協力に関する協定」

地域防災・減災活動における応援協力に関し、荻田町（以下「甲」という。）と協和産業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荻田町内における地震、風水害等の大規模な災害の発生に備え、荻田町地域防災計画に基づき、住民の生命と財産を保護するために甲が実施する災害予防・応急・復旧対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の応援協力に関して必要な事項を定める

（応援協力の内容）

- 第2条 甲は、平時及び災害発生時（又は発生するおそれがある場合）において、乙に対し、別表の内容について協力を要請することができるものとする。ただし、別表に掲げる協力内容については、その都度甲、乙間の協議の上変更することができる。
- 2 甲は、災害発生時（又は発生のおそれがある場合）において協力を依頼する場合は、災害時応援協力依頼書（第1号様式）により、乙に対し協力を求める事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日依頼書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、甲からの協力依頼に対し、乙の協力可能な範囲で実施するものとする。

（費用負担）

- 第3条 別表に掲げる平時の協力内容については原則無償とし、災害発生時の協力内容については、甲が、乙の応援協力に要した費用を負担するものとする。なお、LPガスの供給の経費については、災害の発生した直前のLPガスの供給価格を基準に甲乙協議の上定めるものとする。
- 2 甲は乙より費用の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を要する場合はこの限りではない。



（協定の有効期間）

- 第4条 この協定の有効期間は、平成29年5月15日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第5条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年5月15日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町

代表者 苅田町長 吉廣 啓子



乙 福岡県北九州市小倉南区蒲生1丁目1番25号

協和産業株式会社

代表取締役社長 池永 幸恵



1 2 災害発生時における苅田町と苅田町関係郵便局の協力に関する協定

災害発生時における苅田町と
苅田町関係郵便局の協力に関する協定

苅 田 町

苅田町関係郵便局

災害発生時における荏田町と荏田町関係郵便局の協力に関する協定

福岡県荏田町(以下「甲」という。)と荏田町内郵便局及び門司郵便局(以下「乙」という。)は、荏田町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、荏田町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 荏田町役場 暮らし安全課長

乙 日本郵便株式会社 門司郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年10月1日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

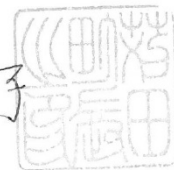
2015年10月1日

甲 住所 福岡県京都郡荏田町富久町1-19-1

荏田町

代表 荏田町長

吉廣啓子



印

乙 住所

荏田町関係郵便局(別表のとおり)

代表 日本郵便株式会社

荏田駅前郵便局長

角田成子



印

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 苅田町役場 電話：093-434-1111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 門司郵便局 電話：093－371－1450

届出者氏名

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお困みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

別表

通番	局名	住所
1	苅田	福岡県京都郡苅田町富久町1-23-1
2	小波瀬	福岡県京都郡苅田町与原2-2-2
3	白川	福岡県京都郡苅田町鋤崎472-5
4	苅田駅前	福岡県京都郡苅田町神田町1-10-9
5	門司	福岡県北九州市門司区中町2-2

13 特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書

特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書



荻 田 町

西日本電信電話株式会社

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

苅田町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に、乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

（特設公衆電話の設置）

第2条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲が情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって乙に通知することとする。

（特設公衆電話の開設）

第3条

- 1 特設公衆電話の利用の開始については、甲の要請に基づき乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。
- 2 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第4条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し利用を終了した場所の連絡を行うこととする。

（屋内配線の維持管理等）

第5条

- 1 甲は、乙が設置した屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
- 2 甲の故意または重過失により屋内配線を破損した場合、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。
- 4 甲は、屋内配線の設置場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することにするものとする。

(接続試験の実施)

第6条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施することに努めるものとする。

(設置場所の公開)

第7条 甲及び乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲及び乙のホームページ等で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第8条

- 1 甲は、第3条に規定する特設公衆電話の開設及び第6条に規定する接続試験の実施を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

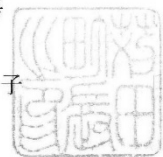
(その他)

第10条 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年 5 月 9 日

(甲) 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番1号

苅田町長 吉 廣 啓 子



(乙) 北九州市小倉北区古船場町5番12号
西日本電信電話株式会社

北九州支店長 村 上 公 幸



14 災害時における地図製品等の供給等に関する協定



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

平成 30 年 1 月 29 日

(甲) 荻田町役場

(乙) 株式会社ゼンリン



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

荏田町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、荏田町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、荏田町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年1月29日

甲) 福岡県荏田町富久町1丁目19番1号

荏田町

町長

遠田 孝一



乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1

株式会社ゼンリン

九州第一エリア統括部

部長



【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、苅田町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	苅田町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	苅田町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	苅田町 くらし安全課 利用 閲覧地区：苅田町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	くらし安全課	住所：苅田町富久町 1-19-1 電話：093-588-1037 FAX：093-436-3014
乙	連絡先 1	第一事業本部 九州第一エリア統括部 北九州営業所	住所：北九州市小倉北区下到津 1-2-1 ユース・アイビル 1F 電話：093-592-8100 FAX：093-592-3218
	連絡先 2	第一事業本部 九州第一エリア統括部 九州自治体営業課	住所：福岡市博多区祇園町 1-1-8 F 電話：092-281-7201 FAX：092-281-7205

以 上

15 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、荏田町(以下「甲」という。)荏田誠勝会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等により荏田町内で大規模な災害が発生した場合に、荏田町地域防災計画に基づき、甲が実施する住民の生命と財産を保護するため、風水害等応急対策業務(以下「業務」という。)に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(協力)

第2条 甲は、荏田町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙及び乙の所属会員(以下「会員」という。)に対し、資機材及び労力(以下「資機材」という。)の業務を依頼するものとする。

2 甲は、乙及び会員に対し業務を依頼する場合は、緊急工事発注依頼書(第1号様式)により、乙及び会員に対し業務の必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日、緊急工事発注依頼書をもって処理するものとする。

3 乙及び会員は、前項の規定による甲からの業務の協力に対し、特別の理由がない限り協力するものとする。

(報告)

第3条 乙及び会員は、前条2項の規定に基づき業務を行った場合は、荏田町財務規則様式第69号、工事しゅん工(終了)届により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙及び会員が業務に要した費用を負担するものとする。この場合の費用は甲の積算基準により甲が積算し、甲乙及び会員協議の上、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(請求及び支払い)

第5条 乙及び会員は、業務を完了したときは、前条の業務の要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前条の規定による乙及び会員からの費用請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をする場合はこの限りではない。

(協定の有効期限)

第6条 この協定の有効期限は、平成19年7月10日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月までに、甲乙いずれからも申し出がないときはさらに

1年間延長されたものとし、以降もこの例による。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

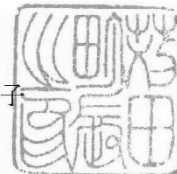
上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 福岡県京都郡荻田町富久町1丁目19番地1

荻 田 町

町 長 吉廣 啓子



乙 荻田町磯浜町1丁目18番地10

荻田誠勝会

会 長 神川 徳良



災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、荏田町（以下「甲」という。）と荏田建設協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により荏田町内で大規模な災害が発生した場合に、荏田町地域防災計画に基づき、甲が実施する住民の生命と財産を保護するため、風水害等応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、荏田町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、資機材及び労力（以下「資機材」という。）の業務を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し業務を依頼する場合は、緊急工事発注依頼書（別記様式）により、乙に対し業務の必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日、緊急工事発注依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力に対し、特別の理由がない限り協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条2項の規定に基づき業務を行った場合は、荏田町財務規則様式第69号、工事しゅん工（終了）届により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が業務に要した費用を負担するものとする。この場合の費用は甲の積算基準により甲が積算し、甲乙協議の上、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。



（請求及び支払い）

第5条 乙は、業務を完了したときは、前条の業務の要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前条の規定による乙からの費用請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をする場合はこの限りではない。

（協定の有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月までに、甲乙いずれからも申し出がないときはさらに1年間延長されたものとし、以降もこの例による。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

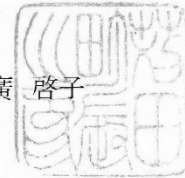
平成23年4月1日

甲 福岡県京都郡荻田町富久町1丁目19番地1

荻 田 町

町 長

吉廣 啓子



乙 福岡県京都郡荻田町富久町2丁目35番地20

荻田建設協力会

会 長

古市 從敦



16 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定

■佐川急便(株)及び三井住友信託銀行(株)

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

荻田町（以下「甲」という）と佐川急便株式会社（以下「乙」という）及び三井住友信託銀行株式会社（以下「丙」という）は、大地震等が発生し、大津波により地域住民が緊急に避難しなければならないときに地域住民が一時的に緊急避難できる施設（以下「津波避難ビル」という）として、丙が所有し乙が賃借する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条

乙は、丙が所有し乙が賃借する次に掲げる施設（以下「本対象施設」という）を津波避難ビルとして地域住民等に使用させるものとし、丙はそのことを予め了承する。

- （1）所在地 福岡県京都郡荻田町幸町6番89
- （2）所有者 三井住友信託銀行株式会社
- （3）名称 SGAM荻田（佐川急便荻田営業所）
- （4）構造等 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建
- （5）使用場所 3階車路4,172.00㎡、トラックパース2,378.00㎡、合計6,550.00㎡のうち空き部分（別紙『避難場所図』に図示）

（使用期間）

第2条

本対象施設を津波避難ビルとして使用できる期間は、大地震等により緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、津波による浸水が解消し、周辺地域の安全について、甲及び乙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用等の禁止）

第3条

- 1 甲は、本対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。
- 2 甲は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたって、本対象施設の形状を変更してはならない。ただし、避難した地域住民の安全を確保するため、やむを得ない場合はこの限りでないが、甲は事後速やかに乙及び丙に報告するものとする。

（費用負担）

第4条

乙及び丙は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するための使用料を甲から徴収しないものとする。なお、地域住民の安全確保のために必要な避難物資（毛布、飲料水、食糧等）については、甲が調達するものとする。

（原状回復義務）

第5条

甲は、第2条に定める使用期間の後、本対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く）。そのうち、地域住民等が原状を変更しなければ津波避難ビルと

しての使用が困難であり、やむを得ず原状変更した箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について甲丙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条

乙及び丙は、本対象施設に地域住民等が避難した際、本対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開、啓発)

第7条

甲は、本対象施設の津波避難ビルとして使用できる箇所等を確認したうえで、本対象施設を津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民に対して周知するものとする。ただし、表示看板の掲示については、予め乙の承諾を必要とする。なお、本件乙の承諾は乙丙間の賃貸借契約における各条項に優先するものではない。

2. 甲は、乙及び丙と協議し、地域住民等に対して、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたっての留意事項等の啓発に努めるものとする。

(有効期限)

第8条

この協定は2018年6月1日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

以下余白

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2018年 5月 29日

甲 福岡県京都郡刈田町富久町 1丁目 19番地 1

刈田町長

遠 田 孝



乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町 68 番地

佐川急便株式会社

代表取締役 荒 木 秀 夫

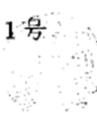


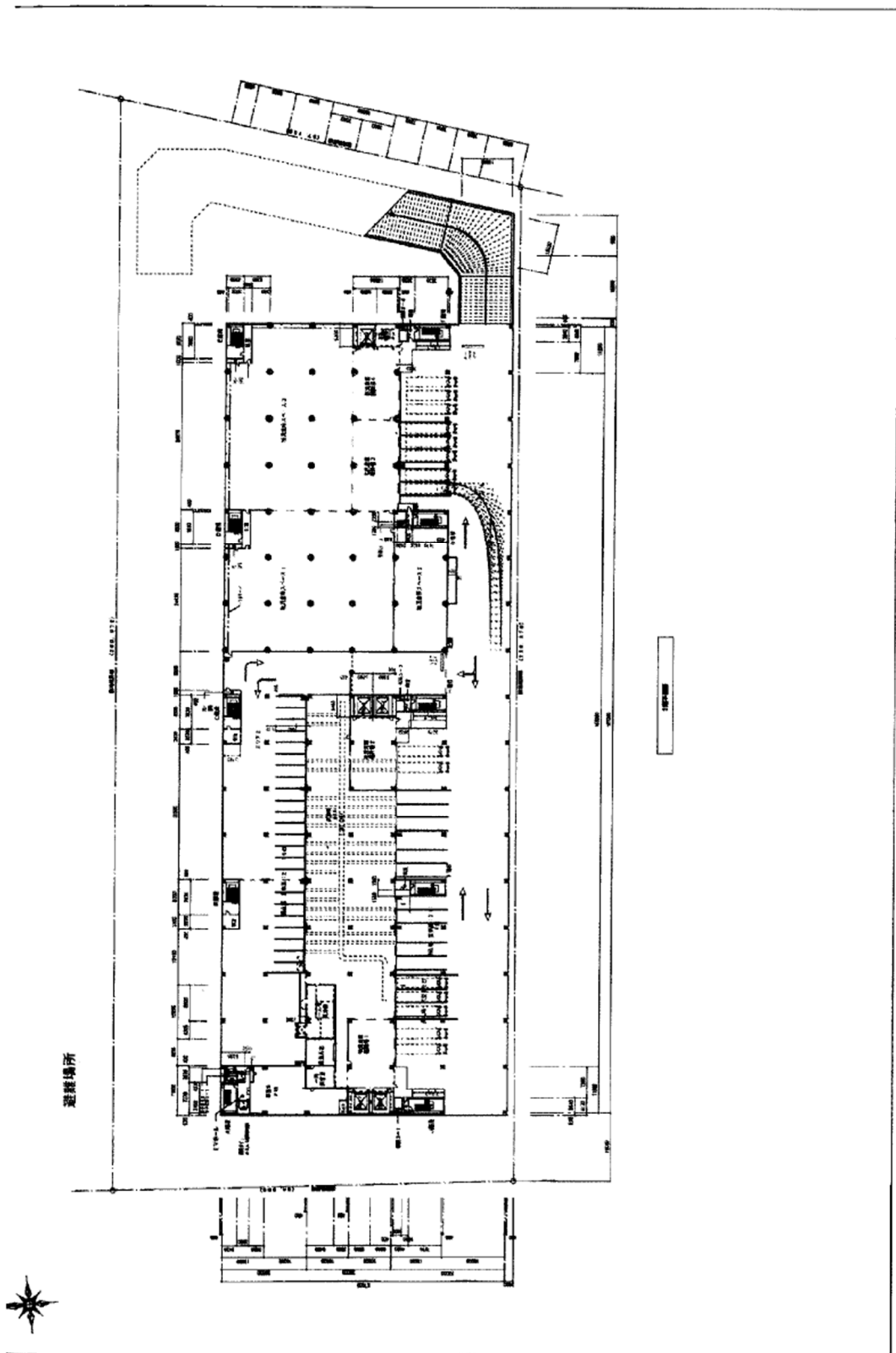
丙 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

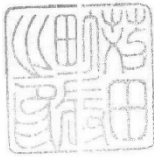
東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

支配人 吉 田 浩





■ベッセルホテル苅田北九州空港



津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

苅田町（以下「甲」という）と株式会社ベッセルホテル開発（以下「乙」という）は、大地震等が発生し、大津波により地域住民が緊急に避難しなければならないときに地域住民が一時的に緊急避難できる施設（以下「津波避難ビル」という）として、乙が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条

乙が、所有する次に掲げる施設（以下「本対象施設」という）を津波避難ビルとして地域住民等を使用させるものとする。

- （1）所在地 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目5番地9
- （2）所有者 株式会社ベッセルホテル開発
- （3）名称 ベッセルホテル苅田北九州空港
- （4）構造等 RC造 10階建 ※耐震構造
- （5）使用場所 3～10階 約3,400㎡のうち空き部分

（使用期間）

第2条

本対象施設を津波避難ビルとして使用できる期間は、大地震等により緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、津波による浸水が解消し、周辺地域の安全について、甲及び乙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用等の禁止）

第3条

- 1 甲は、本対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。
- 2 甲は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたって、本対象施設の形状を変更してはならない。ただし、避難した地域住民の安全を確保するため、やむを得ない場合はこの限りでないが、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

（費用負担）

第4条

乙は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するための使用料を甲から徴収しないものとする。なお、地域住民の安全確保のために必要な避難物資（毛布、飲料水、食糧等）については、甲が調達するものとする。

（原状回復義務）

第5条

甲は、第2条に定める使用期間の後、本対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く）そのうち、地域住民等が原状を変更しなければ津波避難ビルとしての使用が困難であり、やむを得ず原状変更した箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について甲乙で協議を行うものとする。



(利用者責任)

第6条

乙は、本対象施設に地域住民等が避難した際、本対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開、啓発)

第7条

甲は、本対象施設の津波避難ビルとして使用できる箇所等を確認したうえで、本対象施設を津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民に対して周知するものとする。ただし、表示看板の掲示については、予め乙の承諾を必要とする。

2. 甲は、地域住民等に対して、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたっての留意事項等の啓発に努めるものとする。

(有効期限)

第8条

この協定は、平成27年6月19日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

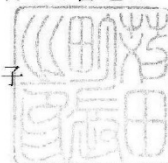
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年6月19日

甲 福岡県京都郡荻田町富久町一丁目19番地1

荻田町長

吉 廣 啓 子



乙 広島県福山市南本庄三丁目4番27号

株式会社ベッセルホテル開発

代表取締役社長

澁 谷



■TOTO プラテクノ(株)荏田工場

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

荏田町（以下「甲」という）とTOTO プラテクノ株式会社（以下「乙」という）は、大地震等が発生し、大津波により地域住民が緊急に避難しなければならないときに地域住民が一時的に緊急避難できる施設（以下「津波避難ビル」という）として、乙が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。



（使用物件）

第1条

乙が、所有する次に掲げる施設（以下「本対象施設」という）を津波避難ビルとして地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 福岡県京都郡荏田町幸町7-11
- (2) 所有者 TOTO プラテクノ株式会社
- (3) 名称 TOTO プラテクノ株式会社 荏田工場
- (4) 構造等 S 造 3階建 ※耐震構造
- (5) 使用場所 荏田工場 西棟2～3階 約5,000㎡のうち空き部分

（使用期間）

第2条

本対象施設を津波避難ビルとして使用できる期間は、大地震等により緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、津波による浸水が解消し、周辺地域の安全について、甲及び乙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用等の禁止）

第3条

- 1 甲は、本対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。
- 2 甲は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたって、本対象施設の形状を変更してはならない。ただし、避難した地域住民の安全を確保するため、やむを得ない場合はこの限りでないが、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。



（費用負担）

第4条

乙は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するための使用料を甲から徴収しないものとする。

なお、地域住民の安全確保のために必要な避難物資（毛布、飲料水、食糧等）については、甲が調達するものとする。

（原状回復義務）

第5条

甲は、第2条に定める使用期間の後、本対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く）そのうち、地域住民等が原状を変更しなければ津波避難ビルとしての使用が困難であり、やむを得ず原状変更した箇所がある場合は、その回復に要する

費用の負担について甲乙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条

乙は、本対象施設に地域住民等が避難した際、本対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(津波避難ビル表示、公開、啓発)

第7条

甲は、本対象施設の津波避難ビルとして使用できる箇所等を確認したうえで、本対象施設を津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民に対して周知するものとする。ただし、表示看板の掲示については、予め乙の承諾を必要とする。

2. 甲は、地域住民等に対して、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたっての留意事項等の啓発に努めるものとする。

(有効期限)

第8条

この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年8月31日

甲 福岡県京都郡荍田町富久町一丁目1-9番地1

荍田町長

吉 廣 啓 子



乙 福岡県京都郡荍田町幸町7-11

TOTOプラテクノ株式会社 荍田工場

工場長 五 嶋 裕 介



17 福岡県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害時が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区別するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象となる災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他の特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特殊に必要な場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に

必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防庁に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を持ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防庁は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補修費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前項に掲げる経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によ

るものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年10月10日から効力を生じる。
- 2 平成14年8月1日付けで関係市町村等の間において連結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、その協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の連結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成18年10月10日

北九州市長 福岡市長、大牟田市長、久留米市長、直方市長、飯塚市長、田川市長、柳川市長、嘉麻市長、朝倉市長、八女市長、筑後市長、大川市長、行橋市長、豊前市長、中間市長、小郡市長、筑紫野市長、春日市長、大野城市長、宗像市長、太宰府市長、前原市長、古賀市長、那珂川町長、宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長、新宮町長、久山町長、粕屋町長、福津市長、芦屋町長、水巻町長、岡垣町長、遠賀町長、小竹町長、鞍手町長、宮若市長、桂川町長、筑前町長、東峰村長、二丈町長、志摩町長、うきは市長、大刀洗町長、大木町長、黒木町長、立花町長、広川町長、矢部村長、星野村長、瀬高町長、山川町長、高田町長、香春町長、添田町長、福智町長、糸田町長、川崎町長、大任町長、赤村長、苅田町長、みやこ町長、築上町長、吉富町長、上毛町長、飯塚地区消防組合長、福岡県田川地区消防組合管理者、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長、八女地区消防組合管理者、京築広域市町村圏事務組合長、筑紫野太宰府消防組合管理者、春日・大野城・那珂川消防組合長、直方・鞍手広域市町村圏事務組合長、遠賀・中間地域広域行政事務組合、糸島地区消防厚生施設組合長、瀬高町外二町消防組合長、粕屋南部消防組合長、宗像地区消防組合長、粕屋北部消防組合長、福岡県南広域消防組合長

■ 福岡県消防相互応援協定覚書

平成 18 年 10 月 10 日付で締結した福岡県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第 13 条の協定に基づき、この覚書を定める。

（代表消防機関等の選定及び任務）

第 1 条 協定書第 2 条第 2 項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関は、別表第 1 に定める消防本部とし、その任務は次のとおりとする。

（1）代表消防機関の任務

- ア 県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- イ 地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- ウ 第二要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- エ その他必要な事項

（2）地域代表消防機関の任務

- ア 地域内消防機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び資料提供
- ウ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- エ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- オ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること。
- カ 第一要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ その他必要な事項

（3）代表消防機関は、代表消防機関等の管内の大規模災害等が発生した場合に、代表消防機関又は地域代表消防機関の任務をそれぞれ代行する。

（応援可能消防隊の登録）

第 2 条 協定書第 4 条に基づく応援可能消防隊は、別表第 2 に掲げる消防隊とする。

（応援要請の方法）

第 3 条 協定書第 6 条の規定に基づく応援要請は、別図第 1 に示す要請の順序に従い行うものとする。

2 応援要請の方法は、次の事項をできるだけ明確にし、別表第 3 に掲げる窓口に、電話・ファクシミリ等により行うものとする。

- （1）災害の種別、発生場所及び災害の状況
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の集結場所及び活動内容
- （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名
- （5）その他必要な事項

3 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

（応援隊派遣の決定通知）

第 4 条 協定書第 7 条第 2 項の規定に基づく、応援隊の派遣を決定した場合の通知は次によるものとする。

- （1）応援隊の最高指揮者の職、氏名
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- （4）その他必要な事項

(先遣隊派遣時の連絡等)

第5条 協定書第7条第3項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、別図第2の連絡体制に従い相互に連絡体系に従い相互に連絡するものとする。

2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長、消防長又は現場最高指揮者（以下「現場最高指揮者」という。）に応援の要否を確認するものとする。

3 前条の規定は、協定書第7条第4項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。

(要請側の措置)

第6条 要請側の長又は消防長は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 応援側の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めること。

(2) 現場指揮本部の所在を明示すること。

(現場到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等に対して第1号に定める事項について報告を行うとともに、第2号における事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

(1) 到着報告事項

ア 応援消防本部及び消防団名

イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名

ウ 応援隊の人員、車両、資機材

エ その他必要な事項

(2) 確認事項

ア 災害の現況

イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名

ウ 他の消防隊の活動概況

エ 活動方針

オ 今後の見込み

カ 応援隊の活動範囲及び任務

キ 使用無線系統

ク 指揮連絡担当者

ケ 安全管理上の注意事項

コ その他必要な事項

(応援隊の部隊運用)

第8条 応援隊の部隊運用は、代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用するものとし、その部隊編成については、別図3に示す例によるものとする。ただし、要請側の長又は消防長の指示がある場合はこれによるものとする。

(現場引き揚げ時の報告等)

第9条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等の引き揚げ指示により、次の報告を行ったのち引き揚げるものとする。

(1) 応援隊の活動概要

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) 使用した消火薬剤等の数量

(6) その他必要な事項

(応援の始期及び終期)

第10条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 先遣隊の応援の始期は、第5条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。

3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

第11条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、応援終了後速やかに災害概況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(経費の請求)

第12条 応援側の長は、協定書第10条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第13条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡協議等の設置)

第14条 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところに従い連絡会議及び協定書第2条第1項に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。

(1) 連絡会議は、県下各消防本部の担当課長で構成する。

(2) 地域連絡会議は、地域内の市町村及び消防本部の担当課長で構成する。

2 連絡会議及び地域連絡会議は、必要の都度開催するものとし、次の事項について研究及び情報交換を行う。

(1) 消防相互応援の実施に関すること。

(2) 消防相互応援の基本計画に関すること。

(3) 市町村等間の合同消防訓練に関すること。

(4) その他必要な事項

3 連絡会議の事務局は代表消防機関内に、地域連絡会議の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。

(補足)

第15条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議の上決定するものとする。

附 則

1 この覚書は、平成18年10月10日から効力を生じる。

2 この覚書の締結に伴い、平成14年8月1日福岡県消防相互応援協定第13条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援覚書は、その効力を失う。

3 この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各1通保管するものとする。

平成18年 10月10日

別表第 1（覚書第 1 条関係）

代表消防機関等及びその代行機関の消防本部名

代表消防機関	代行消防機関
福岡市消防局	北九州消防局

地 域	代表消防機関	代行消防機関
(1) 北九州地域	北九州消防局	中間市消防本部
(2) 筑豊地域	飯塚地区消防本部	田川地区消防本部
(3) 福岡地域	福岡市消防局	春日・大野城・那珂川消防本部
(4) 筑後地域	久留米市消防本部	大牟田市消防本部

様式第 1 号（覚書第 3 条関係）

第 年 月 号 日

様

要請者
市町村等名 筑紫野市
職、氏名

印

応 援 要 請 書

福岡県消防相互応援協定書第 6 条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 の 種 別	第一要請	第二要請
応 援 要 請	年 月 日 時 分	
災害発生日時	年 月 日 時 分	
災害の種別		
災害発生場所		
災害の状況		

応 援 隊	消 火 隊	
	救 助 隊	
	救 急 隊	
	化 学 消 火 隊	
	梯 子 隊	
	そ の 他	
	(人 員)	
	(資 材)	
	集結場所	
	活動内容	
災害現場の最高 指揮者の職・氏名		
その他必要事項 (無線波の指定等)		

様式第 2 号（覚書第 11 条関係）

応援隊活動状況報告書

		応援側市町村等名	筑紫野市
応援要請の種別	第一要請 第二要請	要請連絡者 消防本部名	
応援要請 受報時分	年 月 日 時 分	職 氏名	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 種			
人 員			
出動時分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰着時分	時 分	時 分	時 分
応援時間	時間 分	時間 分	時間 分
活動概要			
使用資機材			
人員機材の 異常の有無			
そ の 他			

担当者：職
氏名

TEL (内
線)

様式第3号（覚書第11条関係）

災害概況報告書

		要請側市町村等名		筑紫野市					
災害発生日時	年 月 日 時 分	覚 知 日 時		月 日 時 分					
応援要請日時	年 月 日 時 分	応援側市町村等名							
災害時案 終了日時	年 月 日 時 分	災害活動時間		時間 分					
災害発生場所									
災害種別	1 林野火災 2 建物火災 3 危険物火災 4 自然災害 5 交通機関災害 6 その他（ ）								
災害の概況									
被害の程度 死 傷 者									
消防隊の 活動概況									
消防隊の 出動状況		消火隊	救助隊	救急隊	化学消防隊	梯子隊	その他特殊隊	計	消防団
	要請側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人
	応援側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人
他機関の出動状況 及び活動状況									
その他									

担当者：職

氏名

TEL

（内線 ）

様式第 4 号（覚書第 12 条関係）

第 年 月 号 日

様

請求者
市町村等名
職、氏名

印

応援に要した経費の請求について

年 月 日福岡県消防相互応援協定により応援出動したので、同協定書第 10 条及び同覚書第 12 条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

請求金額

円

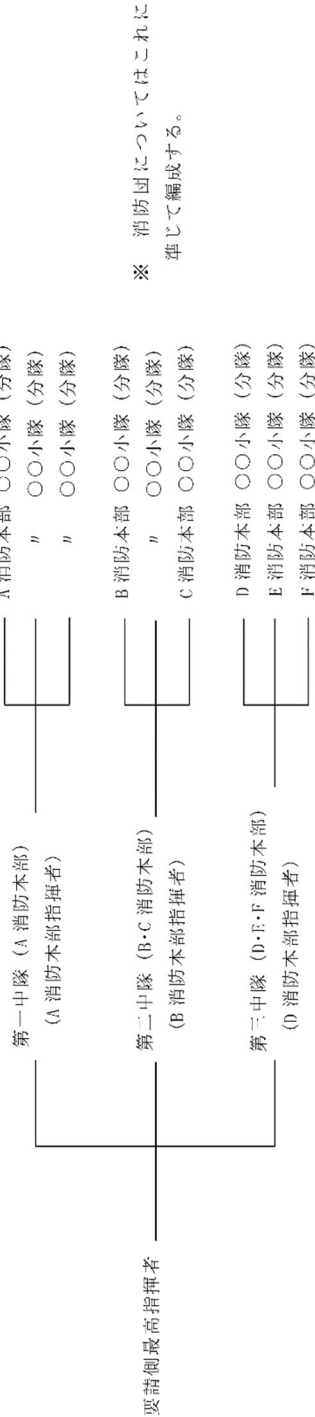
経費の内訳	義務事項	項目	内容	金 額
	協議事項			
	合 計			

※ 添付…………… 積算基礎資料

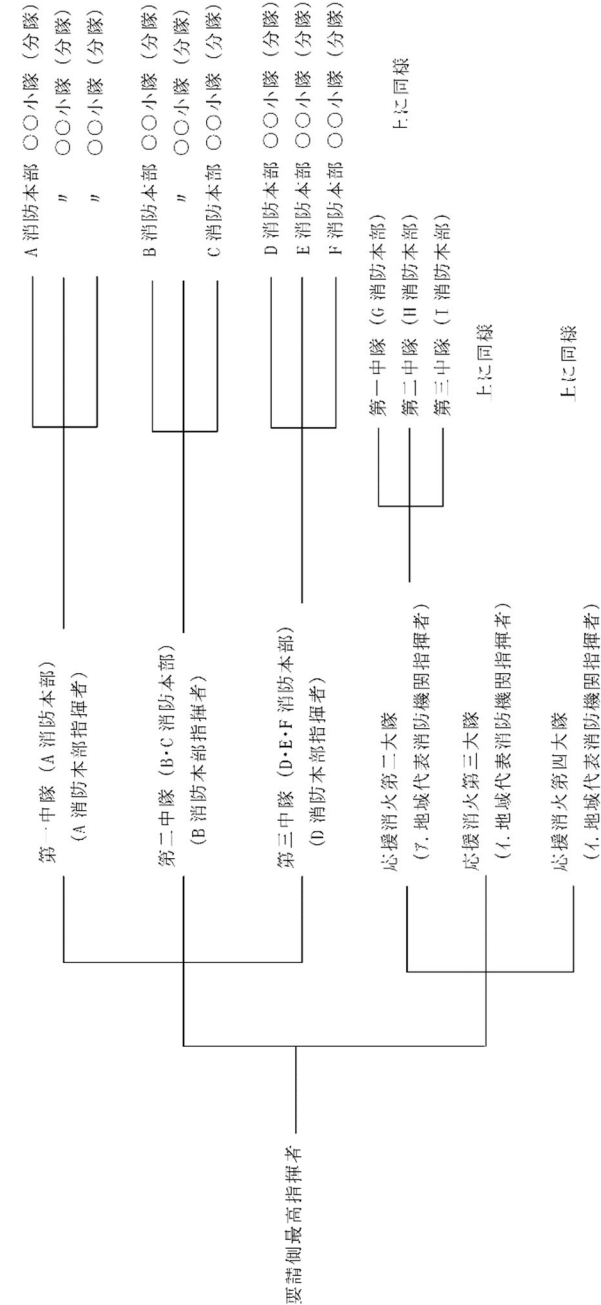
別図3（覚書第8条関係）
応援対編成計画

応援隊の編成は、消防本部単位及び地域単位を原則として編成する。

1. 第一要請に基づく応援隊編成



2. 第二要請に基づく応援隊編成



■福岡県広域航空消防応援実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、福岡県消防相互応援協定書（平成18年10月10日締結、以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた広域航空消防応援（以下「航空応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条

航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風水害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急時案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助時案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空応援の担当地域)

第3条の2

応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第2条で区分された地域を基準として別表第1のとおり定める。

(航空応援の要請手続)

第4条

航空応援隊が必要と認めた要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側の市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要

(航空応援の決定通知等)

第5条

応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等の長へ通知するものとする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

2

要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側の消防長へ通報しなければならない。

- (1) 必要とする応援活動の具体的内容

- (2) 応援活動に必要な資機材等
 - (3) ヘリの離発着可能な場所及び給油体制
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
 - (5) 離発着場における資機材の準備状況
 - (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - (7) 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
 - (8) 気象の状況
 - (9) ヘリの誘導方法
 - (10) 要請側消防本部の連絡先
 - (11) その他必要な事項
- (航空応援の中断)

第6条

応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長と協議のうえ航空応援を中断することができる。

2

前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じてその連絡を行うものとする。

(航空応援の始期及び終期)

第7条

航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。

2

航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市のヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

第8条

応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

2

当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当って要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

第9条

要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

2

前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条

航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1)

ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。

(2)

航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(3)

前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4)

前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、そのつど関係市町村等が協議して定めるものとする。

(合同訓練の実施)

第10条の2

各消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側にヘリの参加を要請することができる。この場合のヘリを使用することに要する経費に関しては第10条を準用する。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

平成元年3月25日

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

平成6年3月3日

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

平成14年8月1日

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

平成18年10月10日

別表第1

	担 当 区 域	
機関	第1順位	第2順位
北九州市	北九州地域、筑豊地域	福岡地域、逐語地域
福岡市	福岡地域、筑後地域	北九州地域、筑豊地域

第1号様式（第2条関係）

緊 急 工 事 発 注 依 頼 書

平成 第 年 月 日

様

苅田町長

下記の工事について、依頼します。

工 事 場 所	
工 事 概 要	
条 件	1 発注依頼後、設計書等作成のうえ、見積書を徴収し、請負代金を決定する。 2 詳細については、別途協議のうえ措置する。 3 労働安全衛生等については、万全を期すこと。

上記工事について施工を引き受けます。

平成 年 月 日

（請負人）所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

※この様式は、3部作成し、2部業者に渡すこと。また、請負業者が施工を引き受ける場合は、そのうち一部を記名押印のうえ苅田町に提出すること。（請負業者提出分は発注課が写しを防災担当課に提出すること。）

18 防災パートナーシップに関する協定書

防災パートナーシップに関する協定書

荏田町（以下「甲」という。）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荏田町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他そのおよぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により放送を要請することができる。

- (1) 災害の種類
- (2) 放送の要請の理由
- (3) 放送を求める事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

(平常時の取組)

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

(運用確認書)

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書（以下「確認書」という。）を、毎年4月に、協議の上作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年9月12日

甲 福岡県京都郡荍田町富久町1丁目19番地1

荍田町長

遠田 孝一



乙 福岡市中央区長浜1丁目1番1号

九州朝日放送株式会社

代表取締役社長

和氣 靖



19 大規模災害時における交通安全確保に関する支援協定

大規模災害時における交通安全確保に関する支援協定

荊田町(以下「要請者」という。)と有限会社 ヤマウ興産(以下「支援者」という。)は、大規模災害等が発生した場合における交通安全確保に関する支援(以下「支援」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、荊田町内において風水害、地震その他荊田町災害対策本部が設置される等の大規模な災害(以下「大規模災害等」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合、支援者は要請者が行う応急対策の実施にあたり不足する資機材の貸与、又は緊急対策が必要な交通安全施設工事を実施し、もって道路交通等の危険防止、安全確保に資することを目的とする。

(支援の実施範囲)

第2条 支援の実施範囲は、原則として荊田町内の施設とする。

(支援の実施内容)

第3条 要請者は、荊田町内に大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合に必要と認めるときは、支援者に第2項に規定する支援を要請することができるものとする。なお、要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続きを行うものとする。

2 支援者の支援は、以下の事項とする。

(1) 供給可能な資機材(標示板、保安灯、防護柵等)の貸与

(2) 交通安全施設工事

3 支援者は、要請者から要請があった場合には、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

4 支援者は、前2項に定める支援を行うにあたっては、要請者が工事又は支援を別途要請した者と調整し、お互いに協力しなければならない。

(支援の実施体制)

第4条 要請者及び支援者は、緊急連絡先名簿を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

2 支援者は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に要請者に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

3 支援者は、支援を早急に実施できるように予め必要な実施体制を定め、毎年度当初に要請者に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に規定する支援について、同第1号に要する経費については、資機材

の運搬を含め、支援者が負担する。同第2号に要する経費については、要請者が負担するものとする。ただし、この場合の費用は、要請者の基準により要請者が積算し、要請者支援者協議の上、支払うものとする。

(工事の契約)

第6条 支援者が第3条第2項第2号に定める工事を実施するときは、要請者と支援者による工事請負契約を締結するものとする。また、1工事あたりの工事金額は、130万円未満とする。ただし、災害の状況や規模によってはこの限りではない。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、令和元年5月20日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに要請者支援者いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以降もこの例による。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、要請者支援者が協議してこれを定めるものとする。

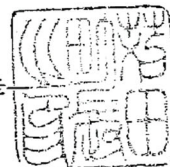
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、要請者支援者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年5月20日

甲 福岡県京都郡荻田町富久町1丁目19番地1

荻 田 町

町 長 遠田 孝



乙 福岡県京都郡荻田町新津1598-54

有限会社 ヤマウ興産

所 長 西川 芳



20 災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人白寿会）

（費用弁済）

第7条 乙が福祉避難所の開設にあたって要した費用の負担先については、別に定める。

（要配慮者の移送）

第8条 要配慮者の移送は、原則として要配慮者の付き添いが行うものとする。ただし、移送が困難な場合は、甲は乙に協力を要請できるものとする。

（要配慮者等の事故に対する措置）

第9条 この協定に基づき乙の設置した福祉避難所に避難した要配慮者及び要配慮者の付き添いに生じた事故については、甲が乙の協力を得てその処理にあたる。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者及び要配慮者の付き添いの個人情報（荻田町個人情報保護条例（平成18年荻田町条例第5号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（有効期限）

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲及び乙は、協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通保有する。

令和 3 年 2 月 16 日

甲 荻田町富久町1丁目19番地1

荻田町

代表者 荻田町長

遠田 孝一

乙 所在地 荻田町法正寺568番地

団体名 医療法人 白寿会

代表者 理事

丹生 譲治

2 1 電気自動車を活用した災害連携協定（日産グループ5社）

電気自動車を活用した災害連携協定

（貸与時の残充電）

第5条 乙又は丙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙又は丙が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第6条 貸与車両に関する乙又は丙の営業所（乙又は丙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

（管理等）

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取扱いは、甲と乙又は丙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙又は丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙又は丙に対しその損害を賠償するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中、貸与車両又は貸与車両に起因して損害が生じた場合の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、貸与車両又は第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第9条の規定によるものとする。

（車両保険の扱い）

第9条 乙又は丙は、電気自動車の貸与にあたり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙又は丙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって、保険の適用を受けるに至った場合あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含めて甲がその責任を負うものとする。

(事故等の対応)

第10条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるものとする。なお、その後の対応については、第9条の規定によるものとする。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙又は丙に通知するものとし、その対応について甲と乙又は丙間での協議により取り決める。

(返却)

第11条 甲は、貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙又は丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲と乙又は丙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第12条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丙及び丁は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙及び丁は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第14条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙及び丁があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙及び丁は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙、丙及び丁は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(訓練)

第16条 乙、丙及び丁は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、自己の費用負担と責任において、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(広報活動)

第17条 甲、乙、丙及び丁は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙、丙又は丁が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙、丙又は丁から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第19条 甲、乙、丙及び丁は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙丙丁それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年10月7日

甲 京都郡苅田町富久町1丁目19番地1
苅田町
町長

遠田 孝一

乙 福岡市博多区千代1丁目21番37号
福岡日産自動車株式会社
代表取締役社長

内野 伸一

乙 北九州市八幡西区穴生3丁目10番24号
北九州日産モーター株式会社
専務取締役

堀山 幸生

乙 福岡市中央区平尾3丁目6番3号
日産プリンス福岡販売株式会社
代表取締役社長

寺岡 繁人

丙 京都郡苅田町新浜町1番地3号
日産自動車九州株式会社
代表取締役社長

高橋 隆

丁 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番1号
日産自動車株式会社
九州リージョナルセールスオフィス 部長

井上 孝彦

2.2 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

荻田町（以下「甲」という）と株式会社ホテルシステム二十一（以下「乙」という）は、大地震等が発生し、大津波により地域住民が緊急に避難しなければならないときに地域住民が一時的に緊急避難できる施設（以下「津波避難ビル」という）として、乙が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条

乙が、所有する次に掲げる施設（以下「本対象施設」という）を津波避難ビルとして地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 福岡県京都郡荻田町大字荻田3787番地61
- （2）所有者 株式会社ホテルシステム二十一
- （3）名称 ブルーポートホテル荻田北九州空港
- （4）構造等 RC造 6階建
- （5）使用場所 3～6階、約3,000㎡のうち空き部分

（使用期間）

第2条

本対象施設を津波避難ビルとして使用できる期間は、大地震等により緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、津波による浸水が解消し、周辺地域の安全について、甲及び乙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用等の禁止）

第3条

- 1 甲は、本対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。
- 2 甲は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたって、本対象施設の形状を変更してはならない。ただし、避難した地域住民の安全を確保するため、やむを得ない場合はこの限りでないが、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

（費用負担）

第4条

乙は、本対象施設を津波避難ビルとして使用するための使用料を甲から徴収しないものとする。

なお、地域住民の安全確保のために必要な避難物資（毛布、飲料水、食糧等）については、甲が調達するものとする。

（原状回復義務）

第5条

甲は、第2条に定める使用期間の後、本対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く）そのうち、地域住民等が原状を変更しなければ津波避難ビルとしての使用が困難であり、やむを得ず原状変更した箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について甲乙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条

乙は、本対象施設に地域住民等が避難した際、本対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開、啓発)

第7条

甲は、本対象施設の津波避難ビルとして使用できる箇所等を確認したうえで、本対象施設を津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民に対して周知するものとする。ただし、表示看板の掲示については、予め乙の承諾を必要とする。

2. 甲は、地域住民等に対して、本対象施設を津波避難ビルとして使用するにあたっての留意事項等の啓発に努めるものとする。

(有効期限)

第8条

この協定は、令和4年9月1日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年9月1日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1

苅田町長

遠 田 孝 一



乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号

株式会社ホテルシステム二十一

代表取締役 高 崎 正 年



第Ⅳ編 様式

1 被害概況即報（第4号様式（その1））

〔 災 害 状 況 即 報 〕

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分	
被 害 の 状 況	人的被害	死者 人	重傷 人	住家被害	全壊 棟	床上浸水 棟
		うち災害 関連死者 人	軽傷 人		半壊 棟	床下浸水 棟
		不明 人			一部破損 棟	未分類 棟
	119 番通報の件数					
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の 設 定 状 況	(都道府県)		(市町村)		
	消防機関等の 活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				
	自衛隊派遣 要請の状況					
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

2 被害状況即報（第4号様式（その2））

〔被害状況即報〕

都 道 府 県					区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災害名 第 報		そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
							冠 水	ha		
							畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
								冠 水	ha	
報 告 者 名						学 校	箇所			
区 分			被 害			病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人		道 路		箇所				
		うち災害 関連死者	人			橋 り よ う	箇所			
	行方不明者		人		河 川	箇所				
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇所				
		軽 傷	人		箇 所					
	住 家 被 害	全 壊	棟		の	清 掃 施 設	箇所			
世帯				崖 く ず れ		箇所				
人				鉄 道 不 通		箇所				
半 壊		棟		被 害 船 舶		隻				
		世帯		水 道		戸				
		人		電 話		回				
一 部 破 損		棟		電 気		戸				
		世帯		ガ ス		戸				
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
床 上 浸 水		棟								
		世帯								
		人								
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯				
		世帯		り 災 者 数		人				
		人		火 災 発 生		建 物	件			
非 住 家		公 共 建 物	棟			危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件					

被害概況報告書の記載要領

- この報告書は、災害発生の初期段階で、市町村から県本部の報告を円滑に行うために設けたものであり、消防庁への火災・災害等即報要領とは様式が異なるため、注意すること。
- 地方本部は県本部総括班が指定した市町村についてのみ、被害状況報告書の中継事務を行う。
- 各項目の記載要領は次のとおり。（不明な場合の問合せ先：県本部総括班）
 - 1 **市町村の建制番号**、市町村名、報告者名・報告日時
 - ・ 市町村の地方本部又は県本部に対する報告者・報告日時
 - 2 地方本部の報告者名・報告日時
 - ・ 地方本部の県本部に対する報告者・報告日時
 - 3 被害数
 - ・ 市町村が報告時点で把握している概数（確定値が出ていない時でも、速報値で記入する）。
 - 4 特記事項
 - ・ ※の項目については、発生地区名、発生日時等を記入すること。
 - ・ その他の項目についても、発生地区名、発生日時等を適宜記入すること。
 - ・ 詳細不明、詳細調査中の場合は、その旨記載すること。
 - 5 各項目の記載要領
 - (1) 人的被害
 - ① 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
 - ② 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
 - ③ 「負傷者（重症）」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
 - ④ 「負傷者（軽症）」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
 - ※ 死者、行方不明者又は重症者が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。
 - (2) 住家被害
 - ① 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。
 - ② 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。
 - ・ 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの
 - ・ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のとおり。
 - － 住家の損壊又は流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以

上に達した程度のもの

ー 住家の主要な構成要素の経済的被害額の住家の経済価値に占める割合（以下「損害割合」という。）が50%以上に達した程度のもの

③ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には次のとおり。

・ 住家の損壊・流出部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

・ 住家の主要な構成要素の損害割合が、20%以上50%未満のもの

④ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

⑤ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。

⑥ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの

※ 全壊、半壊又は床上浸水が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。

⑦ 全壊、半壊、一部破損に計上した家屋については、床上浸水、床下浸水と二重に計上しないこと。計上する優先順位は、①全壊、②半壊、③床上浸水、④一部破損、⑤床下浸水の順とすること。

(3) 非住家被害

① 「非住家」とは、住家以外の建物。これらの施設に人が居住しているときは、当該居住部分は住家とする。

② 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

③ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) 道路

① 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

② 「損壊」とは、路盤又は路肩が損壊・陥没・流出したものとする。

③ 「埋没」とは、路盤・路肩は損壊等していないが、土砂崩れ、土石流等によって埋没しているものとする。

④ 「冠水」とは、路盤・路肩は損壊等していないが、河川溢水、堤防決壊、内水氾濫等によって冠水しているものとする。

※ 最終的には②、③、④を合算して消防庁等に報告する必要があり、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。

(5) 橋りょう

① 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。

② 「流失」とは、河川増水等により、橋りょうの全部又は一部が失われたものとする。

③ 「損壊」とは、流失はしていないが、その主要な構成要素の一部が損壊し、修復を要するものとする。

※ 最終的には②、③を合算して消防庁等に報告する必要があり、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。

(6) 河川

- ① 「河川」とは、河川法が適用又は準用される河川、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
 - ② 「溢水」とは、河川増水等により、河川水が堤防等を越えて流域に溢れ出すこととする。
 - ③ 「決壊」とは、河川増水等により、堤防等の河川関連施設の破壊を伴って河川水が流域に溢れ出すこととする。
 - ④ 「施設・設備損壊」とは、河川増水等による溢水はないが、堤防等の河川関連施設又は揚水等のための機械設備の全部又は一部が損壊し、修復を要するものとする。
 - ⑤ 「内水氾濫」とは、河川からの溢水はないが、大量の降雨等によって内水が都市下水路、道路側溝等から溢れ出すこととする。
- ※ 最終的には②、③、④、⑤を合算して消防庁等に報告する必要がある、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要原因によっていずれか1つの項目に計上すること。
- ※ 溢水、決壊又は内水氾濫が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。

(7) 土砂災害

- ① 「がけ崩れ」とは、大量の降雨によって地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、人工的な急斜面・切り土斜面又は自然斜面が突然崩れ落ちることとする。
 - ② 「土石流」とは、大量の降雨による水と一緒に、谷・斜面にたい積した不安定土砂・岩石が一気に流れ出すこととする。破壊力が大きく、流速も早いため大きな被害をもたらす。
 - ③ 「地すべり」とは、比較的緩やかな斜面において、大量の降雨で地面にしみこんだ水分によって粘土層などの滑りやすい面がゆっくりと動き出すこととする。一度に広範囲で発生するため、住宅、道路、鉄道等に大きな被害をもたらす。
- ※ 最終的には②、③を合算して消防庁等に報告する必要がある、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要原因によっていずれか1つの項目に計上すること。
- ※ がけ崩れ、土石流又は地すべりが発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。

(8) 断水

- ① 上水道の供給が一時的に停止した延べ戸数を記載すること。

(9) 避難指示（災害対策基本法第60条第1項）

- ① 指示対象世帯・人数…避難指示を出した区域の世帯数・人数の概数を記載する。
- ② 避難世帯・人数…指示に従って、実際に避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 指示発令…避難指示を出した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最初に指示した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ④ 指示解除…避難指示を解除した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最後に解除した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ⑤ 避難指示を出した地区名を特記事項欄に記載すること。

(11) 自主避難

- ① 自主避難…市町村長が、未だ災害対策基本法に基づく避難指示を出していない時点で、自主的に市町村長が開設した避難所、知人宅等に避難すること。
- ② 避難世帯・人数…自主避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 避難開始…最初に自主避難した世帯の避難月日・時刻を記載する。

- ④ 帰宅完了・・・自主避難した全ての世帯の帰宅が完了した月日・時刻を記載すること。
- (12) 災害対策本部（災害対策基本法第23条第1項）
 - ① 災害対策本部・・・災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、市町村長が設置するもの
 - ② 設置・・・設置した月日・時刻を記載する。
 - ③ 廃止・・・廃止した月日・時刻を記載する。
 - ④ 特記事項欄に、配備の規模（第1配備、第2配備等）、配備人数を記載すること。
 - ⑤ 災害対策本部を設置した場合には、市町村長は入院、遠方への出張等で登庁できない場合を除き、市町村庁舎に登庁することが通例であるため、報告時点での市町村長の所在について、登庁、自宅待機、遠方への出張中、連絡不能の別により○印を付すること。その他の自由がある場合には、適宜記載すること。
- (13) 災害警戒本部
 - ① 災害警戒本部・・・災害対策本部を設置するまでには至らない場合で、市町村の内部規定に基づき市町村長が設置するもの
 - ② 設置・・・設置した月日・時刻を記載する。
 - ③ 廃止・・・廃止した月日・時刻を記載する。
 - ④ 特記事項欄に、配備の規模（第1配備、第2配備等）、配備人数を記載すること。
 - ⑤ 災害警戒本部の段階では、市町村長の所在について記載する必要はない。

災害発生箇所別被害・対策状況報告書の記載要領

- 「被害概況報告書」中、人的被害欄の死者、行方不明者、重症者及び住家被害欄の全壊、半壊、床上浸水に該当がある場合には、発生箇所ごとに別様で「災害発生箇所別被害・対策状況報告書」を市町村において作成し、又は作成に時間を要する場合には口頭により、市町村から地方本部又は県本部に報告する。
- 地方本部は、県本部総括班が指定した市町村についてのみ、この報告書の中継事務を行う。
- 詳細が全く不明である場合には、市町村から地方本部又は県本部に、被害概況報告書の項目のみを報告した後、直ちに現地調査を行った上で、「災害発生箇所別被害・対策状況報告書」を作成し、又は口頭により、報告する。
- 各項目の記載要領は次のとおり。（不明な場合の問合せ先：県本部総括班）
 - 1 「災害発生箇所」欄
 - （1）がけ崩れのように局所的災害の場合には、災害発生地区名を詳しく記載すること。（〇〇地区の〇〇さん宅付近等）
 - （2）広範囲にわたって冠水している又は土石流が発生している場合には、小字又は〇〇町1丁目等程度の大まかな記載で差し支えない。
 - 2 「発生日時」欄
 - その災害が最初に発生した日時を記載すること。
 - 3 「被害の区分」欄
 - 土砂災害、河川災害、その他の区分に○印を付すること。また、その他の場合には、（ ）内に風害、高潮害等の内容を記載すること。
 - 4 「被害の状況」欄
 - （1）死傷者、住家欄には、その発生場所での被害数の概数を記載すること。
 - （2）被害の状況欄には、以下の記載例のように、箇条書きで具体的に記載すること。
 - （死傷者）
 - ・ 土石流で押しつぶされた家屋内に4人がいた模様（行方不明）。
 - ・ 増水した川に2人が転落（行方不明）。
 - ・ 家屋裏のがけ崩れで3人生き埋め（2人救出し軽症、1人死亡）
 - ・ 強風にあおられて転倒し、大腿骨骨折（重症）
 - （住家被害）
 - ・ 土石流により、20戸全壊、30戸に床上まで土砂流入の模様。
 - ・ 内水氾濫により、〇〇地区一帯約40戸が床上浸水。床下浸水は300戸に及ぶ。
 - ・ 強風により全壊3棟、屋根の損壊（半壊）10棟
 - 5 「現場の状況」欄
 - （1）現場の状況欄には、以下の記載例のように、箇条書きで具体的に記載すること。
 - （風雨の状況）
 - ・ 4時間以上にわたって土砂降りの状況
 - ・ 降り始めから150ミリに達した模様
 - ・ 2時間以上にわたって風速15～20mの状況等
 - （発生している災害の種類）
 - ・ 河川溢水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、強風等

(現場の状況)

- ・ 高さ〇m、幅〇mのがけ崩れ
- ・ 〇〇川が溢水し、〇〇地区一帯が床上浸水。さらに浸水拡大中
- ・ 長さ〇〇m、幅〇mの土石流発生。付近の溪流でも小規模な土石流が続発。

(2) 市町村にデジタルカメラ、携帯電話で災害現場を撮影したデジタル写真がある場合には、地方本部又は県本部のメールアドレスに送信すること。写真がない場合には、市町村側でゼンリン地図を基にした略図などを報告書に適宜添付すること。

6 「応急対策の状況」欄

応急対策の状況欄には、以下の記載例のように、箇条書きで具体的に記載すること。

(救出作業の状況)

- ・ サーチライトで照明した中、消防署員 10 名、消防団 40 名、警察署員 10 名で埋没家屋からの土砂の除去作業中。
- ・ 消防署のボートにより、床上浸水家屋から順次被災者を救出中。まもなく救出作業は完了予定。
- ・ 土石流が付近一帯で続発しており、2 次災害の危険があるため近付けない状況。

(自衛隊災害派遣の要求)

- ・ 県にも要求手続きをとっている。
- ・ 消防団等ではとても手が足りない。至急要求したい。(→この場合は、市町村担当者から県本部総括班に至急電話連絡させること。)

(被災住民の避難状況)

- ・ 地元公民館に地区全世帯が避難している。食糧・毛布等手配中。
- ・ 孤立世帯があり、ヘリでの救出が必要。

※ 今後の被害報の公表について

報告提出期限内に未報告の市町村については、被害報の脚注に前回報告の数値を計上（前回がない場合は未報告）する旨を記載し、報道機関に提供する。

災害発生箇所別報告書

(死傷者・住家欄で※の項目に該当がある場合
災害発生箇所毎に別葉で記載すること。)

報告日時	年 月 日 時
市町村名	
報告者名	

報告日時	年 月 日 時
地方本部名	
受信者名	

被害の区分		土 砂 ・ 河 川 ・ その他 ()				(市町村→地方本部→県本部)				
災害発生箇所						発 生	月 日 時 分			
被害 の 状 況	死傷者	死者 ※	人	行方不明 人	※	住 家	全 ※	壊 棟	床上浸水※	棟
		重傷 ※	人				半 ※	壊 棟	床下浸水	棟
		軽傷	人	計	人		一部破損	棟		
現場の状況										
応急対策の状況										

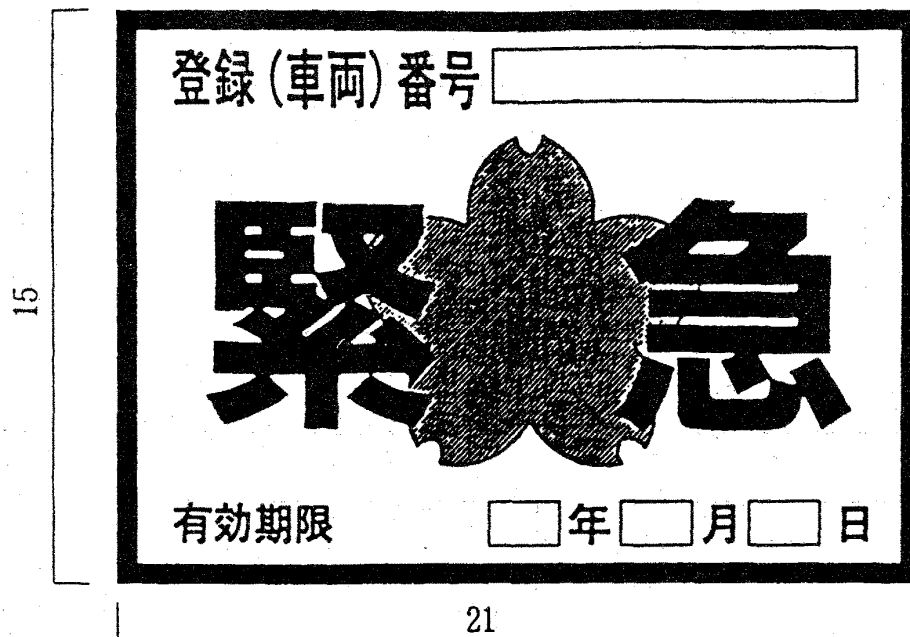
3 緊急通行車両確認証明書

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証		第 号	
福岡県公安委員会 殿		年 月 日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	
番号表示されている番号		住所(電話番号)氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		住所(電話番号)		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	
使用者		氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	
出 発 地		氏 名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		出 発 地		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	
備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。		出 発 地		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		福岡県公安委員会 印	

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
			知 事 ⑩	
			公安委員会 ⑩	
番 号 標 に 表 示 されている番号				
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名)				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする

4 緊急輸送車輛の標識及び標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両番号)」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 交通規制の標識



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

6 罹災証明書

様式第1号

年 月 日

荻田町長

様

申請者 住 所
氏 名

印

罹 災 証 明 願

下記のとおり、罹災したので証明願います。

記

物 件		
罹 災 種 別 及 び 内 容	水 災 風 災 地 震 そ の 他	
罹 災 日 時	年 月 日 時 分	
罹 災 場 所	荻田町	
罹災者住所 氏 名 電 話		

上記のとおり罹災したことを証明する。

年 月 日

荻田町長

印

7 自衛隊災害派遣要求様式

		文書番号
		年 月 日
福 岡 県 知 事 殿		
苅田町長		印
自衛隊の災害派遣要請について		
自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。		
記		
1. 災害の情報及び派遣を要請する事由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事由		

陸上自衛隊第 4 師団長 殿
福 岡 県 知 事
自衛隊の災害派遣について（要請）
自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事由

8 自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式

		文書番号
		年 月 日
福岡県知事 殿		
苅田町長		㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。		
記		
1. 撤収要請日時		
2. 派遣された部隊		
3. 派遣人員及び従事作業の内容		
4. その他参考事項		

陸上自衛隊第4師団長 殿
福岡県知事
自衛隊の災害派遣の撤収について（要請）
自衛隊法第83条により、災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。
記
1 撤収要請日時
2 派遣人員等及び従事作業の内容
3 その他参考事項

9 応援職員要請書

応 援 職 員 要 請 書

年 月 日
時 分

本部室長 様

〇 〇 課長

期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
勤務(従事)場所	
勤務(従事)内容	
必 要 人 員	
携 行 品	
集合日時・場所	
その他参考事項	

10 別記様式「災害義援金品の受領書」

災害義援金品の受領書(2枚複写)

※	課 長	係 長	取扱者

受 領 書

1 金 額 ¥

2 品 名

ただし

上記のとおり受領いたしました。

年 月 日

様

苅田町長 印

※備 考

住所	TEL ー
----	----------------------------

※は控え用紙のみ記入する。

1 1 災害救助法様式

災害救助法様式1

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)													
災害の名称					災害発生の日時		年 月 日 時						
災害発生場所													
災害報告の時限			月 日 時		発信機関及び発信担当者								
人的被害	死者		ア	人	住家の被害 世帯数及び人員	床上浸水	世帯	ツ	世帯				
	行方不明者		イ	人			人員	テ	人				
	負傷	重傷	ウ	人		床下浸水	世帯	ト	世帯				
		軽傷	エ	人			人員	ナ	人				
		小計		オ		人	非住家の被害(全・半壊)				ニ	棟	
	計		カ	人									
住家の被害	棟数	全焼・全壊・流出		キ	棟	災害発生の原因							
		半焼及び半壊		ク	棟								
		一部破損		ケ	棟	すでにとつた救助措置等							
		床上浸水		コ	棟								
		床下浸水		サ	棟								
	世帯数及び人員	全焼・全壊及び流失	世帯	シ	世帯	法適用の見込み							
			人員	ス	人								
		半焼及び半壊	世帯	セ	世帯	その他							
			人員	ソ	人								
		一部破損	世帯	タ	世帯								
			人員	チ	人								

- (注) (1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告するもの。
(2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。
(3) 「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。
(4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

災害救助法様式2

地区別被害状況調

[illegible]

(注) 1 本様式は、災害救助法様式1(人的及び住家の被害状況報告(確定))を提出するときに添付すること。
2 滅失世帯数=(全壊・全焼・流失)世帯数×1+(半壊・半焼)世帯数×1/2+床上浸水世帯数×1/3

災害救助法様式 3

世帯別被害調査票

[illegible]

(注) 1 本様式は、災害救助法様式 1（人的及び住家の被害状況報告（確定））を提出するときに添付すること。
2 「人的被害」欄は、該当者数を記入すること。
3 「住家の被害」欄は、該当するものに○印をつけること。
4 「世帯区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
5 「市町村民税課税区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

救助の種目別物資受払状況

市町村名: No.

救助の種目	年月日	品名	単位	受入先又は払出先	購入単価	受高		払高		残高		備考
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	
					円		円		円		円	

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して記入すること。

①避難所用 ②炊き出しその他による食品給与用 ③給水用機械器具 ④被服・寝具等 ⑤医薬品・衛生材料 ⑥被災者救出用機械器具
⑦燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合は、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにする

3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名: No.

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	単価	数量		
		月 日～ 月 日	人	人		円		円	
小 計 合 計	既存建物 箇所		人	人					円
	野外仮設 箇所								
	天 幕 箇所								

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。ただし、該当者が多く、記入不可能の場合は、小林市災害対策本部報告様式6(収容避難者名簿)にこれを整理して添付し、その旨を記すこと。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

応急仮設住宅台帳

市町村名: _____ No. _____

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積 (㎡)	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
小計 合計											

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号を記入すること。
 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
 8 応急仮設住宅設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。

炊き出し給与状況

市町村名: _____ No. _____

炊き出し場の名称		月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
	内容													円	
	単価 数量														
	内容													円	
	単価 数量														
	内容													円	
	単価 数量														
	内容													円	
	単価 数量														
	内容													円	
	単価 数量														
箇所 小計 合計	内容													円	
	単価 数量														

- (注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。
 2 「小計・合計」欄は該当しないものを二重線で消すこと。

飲料水の供給簿

市町村名: No.

供給月日	対象 人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名 称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	修理の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
小 計					円		円		円	円	
合 計	人										

(注)1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
2 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

物資の給与状況

市町村名: No.

住家被害 程度区分	世帯主 住所・氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	給与物資						実支出額	備 考
				品名							
				単価							
			人 月 日	品名							
				単価						円	
				品名							
				単価							
				品名							
				単価							
				品名							
				単価							
				品名							
				単価							
小計 合計	全壊(焼)・流失	世帯								円	
	半壊(焼)	世帯								円	
	床上浸水	世帯								円	
	計	世帯								円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ない
年 月 日
給与責任者 氏名 印

(注)1 「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式10

救護班活動状況

救護班名: _____ 救護班

部長: 医師 氏名 _____

印 _____

No. _____

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	死 体 検 索 数	修繕費	備 考
		人		体	円	
計		人		体	円	

(注) 「備考」欄に、班の構成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名:

No.

診療機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬区分		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院	通院		
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
小 計	機関		月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
合 計		人			日	日	点	点	円	

(注)「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

助産台帳

市町村名: _____ No. _____

分べん者 住所・氏名		分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
					円	
小 計						
合 計	人				円	

- (注)1 「分べん期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

被災者救出状況記録簿

市町村名: _____ No. _____

月 日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	修理の概要			
月 日	人			円	月 日	円		円	円		
小 計											
合 計	人			円		円		円	円		

- (注)1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

住宅応急修理記録簿

市町村名: _____

No. _____

世帯主 住所・氏名		修理箇所概要	修理に要 した期間	実支出額	適 用
				円	
小 計					
合 計	世帯			円	

(注) 1 「修理に要した期間」欄には、「○月○日～○月○日」と記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

生業資金貸付台帳

市町村名: _____ No. _____

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
小 計								
合 計	世帯						円	

(注)1 「貸与期間」欄は「〇年〇月〇日まで〇年〇月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

学用品の給与状況

市町村名: _____ No. _____

学校名		学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備 考	
						教科書				学用品				
						教科				品名				
単価				単価										
					月	日							円	
小 計	小学校	校	人				数量				数量			
合 計	中学校	校	人				数量				数量			

学用品を上記のとおり給与したことに相違ない。
年 月 日
給与責任者(学校長) 氏名
(注)1 「給与月日」欄に、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。
印 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

埋葬台帳

市町村名: _____

No. _____

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢		死亡者 との関係	住所・氏名	棺 (付属品を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有・無	支給額 円	現物給与 有・無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有・無	支給額 円	現物給与 有・無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有・無	支給額 円	現物給与 有・無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有・無	支給額 円	現物給与 有・無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有・無	支給額 円	現物給与 有・無	支給額 円	
小 計							円	円	円	円	
合 計			人				現物給与 有・無	支給額 円	現物給与 有・無	支給額 円	

(注)1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

死体処理台帳

市町村名: _____

No. _____

処 理 年月日	死体発見 日 時	死体発見 場 所	死亡者 氏 名	遺族		洗浄等の処理				死体の 一 時 保存料	検案料	実支出額	備 考
				住所・氏名	死亡者 との関係	品 名	単 価	数 量	金 額				
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
小 計							円		円	円	円	円	
合 計			人						円	円	円	円	

(注)「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

障害物除去の状況

市町村名:

No.

住家被害 程度区分	世帯主 住所・氏名	除去に要した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概況	備考
小計	半 壊 世帯				
合計	半 焼 世帯				
	床上浸水 世帯				
			円		

- (注)1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
2 「除去を要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

輸送記録簿

市町村名: _____ No. _____

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車輛等		金額	故障車輛等		修繕 月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者住所・氏名						
月								月					
日					円			日	円		円	円	
小計													
合計				台	円				円		円	円	

(注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
3 借上車輛等による場合は有償無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。